

貸付規則



○私立学校教職員共済制度貸付規則

〔平成一〇年文部大臣承認〕

ページ

第一章	総則（第一条―第八条）	一八五一
第二章	貸付け（第九条―第二十条）	一八五四
第三章	償還（第二十一条―第三十五条）	一八五九
第四章	雑則（第三十六条―第三十九条）	一八六四
附則		一八六五

○私立学校教職員共済制度貸付規則

(平成十年一月五日
文部大臣承認諸政第四の三号)

〔沿革〕

平成一〇年 六月二十四日 諸政第四の一〇号改正
平成一二年 九月二十九日 諸政第四の九号改正
平成一二年 二月二十七日 諸政第四の一四号改正
平成一三年 三月三〇日 一、二諸文科高第二六〇号改正
平成一四年 三月二十九日 一三諸文科高第二二四号改正
平成一四年 六月二十八日 一四諸文科高第二二三号改正
平成一八年 九月二十九日 一八諸文科高第二六五号改正
平成一九年 三月三〇日 一八諸文科高第四〇三号改正
平成一九年 九月二十八日 一九諸文科高第三八一号改正
平成二〇年 三月三十一日 一九諸文科高第四〇八号改正
平成二三年 四月二十八日 二三受文科高第三〇七号改正
平成二七年 九月三〇日 二七受文科高第一三四二号改正
令和 元年 九月二十九日 元受文科高第五六四号改正
令和 二年 八月三十一日 二受文科高第七四七号改正
令和 二年 九月二十九日 二受文科高第九二五号改正
令和 五年 六月二十七日 五文科高第四五七号改正
令和 六年 三月二十九日 五文科高第二二六八号改正

日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十六条第一項第五号に規定する加入者の臨時の支出に対する貸付けを行うため、私立学校教職員共済制度貸付規則を次のように制定する。

私立学校教職員共済制度貸付規則

貸付規則

私立学校教職員共済制度貸付規則（第一条・第二条）

第一章 総則

一八五一

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 貸付け（第九条―第二十号）
- 第三章 償還（第二十一条―第三十五条）
- 第四章 雑則（第三十六条―第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。）第二十六条第一項第五号の規定により日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）が行う加入者の臨時の支出に対する貸付けについては、この規則の定めるところによる。

（財源）

第二条 貸付金の財源は、次に掲げるものをもって充てて。

- 一 厚生年金勘定からの借入金
- 二 退職等年金給付勘定からの借入金
- 三 短期勘定からの借入金
- 四 福祉勘定（保健経理に係るものに限る。）からの借入金及び繰入金

本条：一部改正[平成二十七年九月二七受文科高一三四二号・令和六年三月五文科高二三六八号]

（貸付けの原則）

第三条 貸付けは、一部の加入者の利益に偏しないように行うものとする。

（貸付け及びその種類）

第四条 貸付けは、日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可）第十三条に定める甲種加入者、乙種加入者及び丙種加入者に対して行うものとし、その種類は、次に掲げるものとする。ただし、乙種加入者に対する貸付けの種類は、第四号に掲げる貸付け以外のものとする。

- 一 一般貸付
- 二 教育貸付
- 三 結婚貸付
- 四 住宅貸付
- 五 災害貸付
- 六 医療・介護貸付

2 一般貸付は、加入者が臨時に資金を必要とする場合に行う。

3 教育貸付は、加入者が自己、被扶養者（共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第二条第一項第二号に規定する被扶養者をいう。以下同じ。）又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の入学又は修学のため資金を必要とする場合に行う。

第一章 総則

4 結婚貸付は、加入者が自己、被扶養者又は被扶養者でない子、孫若しくは兄弟姉妹の婚姻のため資金を必要とする場合に行う。

5 住宅貸付は、加入者が自己の用に供する住宅の新築、増築、改築、移築、購入、借入れ若しくは修理又はその敷地の購入若しくは借入れのため資金を必要とする場合に行う。

6 災害貸付は、加入者が水震火災その他の非常災害（以下「災害」という。）を受けたため資金を必要とする場合に行う。

7 医療・介護貸付は、次に掲げる場合に行う。

一 加入者が自己、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、孫若しくは兄弟姉妹が医療機関へ引き続き五日以上入院（健康診断のための入院を除く。以下同じ。）し、当該入院のため資金を必要とする場合

二 加入者が自己、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、父母、孫若しくは兄弟姉妹（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定（以下「要介護認定」という。）又は同条第二項に規定する要支援認定（以下「要支援認定」という。）を受けている者に限る。）が同法第八十条第二十五項に規定する介護保険施設その他これに相当する施設として事業団が認めたもの（以下「介護保険施設等」という。）に入所し、若しくは入居し、又は介護保険施設等を利用するため資金を必要とする場合

七項：一部改正〔平成一八年九月一八諸文科高二六五号〕、一・三・四項：一部改正・七項：全部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号〕、六項：一部改正〔令和五年六月五文科高四五七号〕

（貸付けの制限）

第五条 次の各号に掲げる貸付けは、当該各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める者に対しては行わない。

一 一般貸付、教育貸付、結婚貸付、災害貸付及び医療・介護貸付 貸付けの申込みの日の属する月までの引き続き加入者期間（共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。）が一年未満の者又は事業団が償還の確実性がないと認めた者

二 住宅貸付 貸付けの申込みの日の属する月までの引き続き加入者期間（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第四号に規定する第四号厚生年金被保険者である期間に限る。以下「年金等加入者期間」という。）が五年未満の者又は事業団が償還の確実性がないと認めた者

2 現に貸付けを受けている者に対しては、当該貸付けの未償還元利金を新たな貸付金の額から差し引いて貸し付ける場合を除き、当該貸付けと同一種類の貸付けを行わない。

一項：一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号・令和元年九月元受文科高五六四号〕

（貸付金額）

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則（第五条―第七条）

第六条 貸付金額は、次条に定める限度額の範囲内において、別表第一に定める金額のうちから加入者が申し込んだ額とする。

（貸付金の限度額）

第七条 貸付けの最高限度額は、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める額とする。

一 一般貸付 貸付けを受けようとする者（以下「申込人」という。）の標準報酬月額（その額が六十五万円を超える者にあつては、六十五万円とする。以下同じ。）の六月分に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

二 教育貸付 申込人の標準報酬月額の十二月分に相当する額（その額が五百万円を超えるときは、五百万円）

三 結婚貸付 申込人の標準報酬月額の六月分に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

四 住宅貸付 申込人が申込みのときにその所属する学校法人等（共済法第十四条第一項に規定する学校法人等（共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）を退職するとしたならばその者に支給されることとなる退職手当の額（貸付けの申込みの日の属する月までの引き続き年金等加入者期間が十年未満の者にあつては当該退職手当の額に二百万円を加えた額とし、十年以上の者にあつては当該退職手当の額に三百万円を加えた額とする。）に相当す

第一章 総則

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則（第八条・第九条）

第二章 貸付け

一八五四

る額（その額が二十万円を超えるときは、二十万円）

五 災害貸付 申込人の標準報酬月額の前六分に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

六 医療・介護貸付 申込人の標準報酬月額の前六分に相当する額（その額が二百万円を超えるときは、二百万円）

2 住宅の借入れ、借り入れた住宅の増築、改築、移築若しくは修理又は住宅の敷地の借入れのための住宅貸付の最高限度額については、前項第四号の規定にかかわらず、二百万円とする。

3 貸付けは、申込人がその申込みに基づき貸付けを受けたとしたならばその者に対する貸付けに係る償還金の額が次のいずれかに該当することとなるときは、行わない。

一 第二十一条第二項に規定する償還金の一月分の合算額がその者の標準報酬月額の十分の三に相当する額を超えることとなるとき。

二 第二十一条第四項に規定する償還をする場合における一回当たりの償還金の額がその者の標準報酬月額の十分の六に相当する額を超えることとなるとき。

一項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号〕、一・三項…一部改正〔平成一二年九月二七受文科高一三四二号〕、一項…一部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号・二年八月二受文科高七四七号〕

（貸付金の利率等）

第八条 貸付金の利率は、月利とし、次の各号に掲げる貸付けの種

類に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付及び医療・介護貸付 年四・二六パーセント

二 災害貸付 年一・〇パーセント

2 貸付金の利息の算定の基礎となる期間の計算は、貸付金を交付した日の属する月の初日から起算し、最終の償還期限の属する月の前月の末日までの期間について、一月を単位として行うものとする。

3 貸付金の利息の額に五十銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数があるときはこれを一円に切り上げるものとする。

一項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号・令和元年九月元受文科高五六四号・五年六月五文科高四五七号〕

第二章 貸付け

（貸付けの申込み）

第九条 申込人は、様式第一号による貸付申込書を当該申込人を使用する学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2 前項の貸付申込書には、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 教育貸付 入学又は修学の事実を証するに足る書類及び被扶養者でない子、孫又は兄弟姉妹の入学又は修学に係る場合にあっては加入者との関係を証するに足る書類

二 結婚貸付 様式第二号による婚姻予定書又は婚姻の事実を証するに足る書類及び被扶養者でない子、孫又は兄弟姉妹の婚姻に係る場合にあつては加入者との関係を証するに足る書類

三 住宅貸付 様式第三号による住宅貸付調書及び様式第四号による退職手当引当承諾書並びに次のイからニまでに掲げる場合に応じ、当該イからニまでに定める書類その他の理事長が必要と認める書類

イ 新築、増築、改築及び移築の場合 土地の証明書（自己の所有地についてはこれを証明する書類とし、借地については土地所有者の同意書及びその者の所有地であることを証明する書類とする。以下同じ。）、住宅の証明書（新築の場合を除く。）（自己の所有の住宅についてはこれを証明する書類とし、借り入れた住宅については住宅所有者の同意書及びその者の所有する住宅であることを証明する書類とする。）、見積書及び平面図（増築、改築及び移築の場合にあつては、新旧の平面図とする。）

ロ 修理の場合 見積書及び修理部分の概略図のほか自己の所有の住宅の場合にあつては、土地の証明書及び住宅の証明書（自己の所有を証明する書類とする。）

ハ 住宅又は敷地の購入の場合 売買契約を証するに足る書類及び住宅については平面図

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則（第一〇条）

ニ 住宅又は敷地の借入れの場合 貸借契約を証するに足る書類及び住宅については平面図

四 災害貸付 市区町村長、警察署長又は消防署長の災害証明書
五 医療・介護貸付 次のイ又はロに掲げる場合に応じ、当該イ又はロに定める書類

イ 第四条第七項第一号に該当する場合 医療機関が発行する入院の事由及び期間を証するに足る書類及び被扶養者でない配偶者、子、父母、孫又は兄弟姉妹の入院に係る場合にあつては加入者との関係を証するに足る書類

ロ 第四条第七項第二号に該当する場合 要介護認定又は要支援認定を受けていることを証するに足る書類、介護保険施設等への入所若しくは入居又は介護保険施設等の利用の事実を証するに足る書類及び被扶養者でない配偶者、子、父母、孫又は兄弟姉妹の入所若しくは入居又は利用に係る場合にあつては加入者との関係を証するに足る書類

二項：一部改正（令和元年九月元受文科高五六四号）

（貸付けの決定等）

第十条 事業団は、貸付けの申込みがあつたときは、事情を審査の上、資金の状況を勘案して、速やかに、貸付けの可否を決定し、次の各号により通知するものとする。

一 貸付けをすると決定したときは、様式第五号による貸付決定

第二章 貸付け

通知書を、当該学校法人等を経て、申込人に送付する。

二 貸付けをしないと決定したときは、理由を付けてその旨を、当該学校法人等を経て、申込人に通知する。

2 申込人は、貸付決定通知書の送付を受けたときは、直ちに、様式第六号による借用証書を、当該学校法人等を経て、事業団に送付しなければならない。

3 事業団は、借用証書の送付があったときは、直ちに、貸付金を、当該学校法人等を経て、申込人に送金するものとする。

（貸付決定の取消し）

第十一条 事業団は、貸付決定通知書を送付した日から十五日を経過した日までに借用証書の送付を受けなかったときは、特別の事情がない限り当該貸付けの決定を取り消すことができる。

（一般貸付保険）

第十二条 事業団は、住宅貸付以外の貸付け（以下「一般貸付等」という。）について、損害保険会社と官公庁等共済組合一般資金貸付保険（以下「一般貸付保険」という。）の契約を締結する。

2 一般貸付保険の保険料は、事業団が負担する。

（一般貸付保険契約の失効等の措置）

第十三条 一般貸付等の借受人は、前条の規定による一般貸付保険の契約が失効又は解除された場合には、直ちに、次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める者を連帯保証

人（以下「保証人」という。）として立てなければならない。

一 一般貸付及び災害貸付 加入者一人（貸付けを受けた額が借受人の標準報酬月額を超えるときは二人）又は当該借受人が使用される学校法人等（当該学校法人等が共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものである場合において貸付けを受けた額が当該借受人の標準報酬月額を超えるときは、更に加入者一人）

二 教育貸付、結婚貸付及び医療・介護貸付 借受人が使用される学校法人等（当該学校法人等が共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものである場合においては、更に加入者二人（貸付けを受けた額が当該借受人の標準報酬月額以内のときは一人））

2 前項の加入者である保証人は、引き続き一年以上加入者である者（現に当該貸付けと同一種類の貸付けについて保証人となっている者を除く。）で、借受人が使用される学校法人等に使用されているものでなければならない。

3 事業団は、第一項の規定の適用を受ける借受人が、保証人を立てなかったときは、直ちに、貸付けを取り消し、第二十二條の規定の例により即時償還を命ずることができるものとし、この場合における即時償還の方法については、第二十八條の規定の例による。

(住宅貸付保険)

第十四条 事業団は、住宅貸付について、損害保険会社と官公庁等共済組合住宅資金貸付保険（以下「住宅貸付保険」という。）の契約を締結する。

2 住宅貸付保険の保険料は、事業団が負担する。

(住宅貸付保険契約の失効等の措置)

第十五条 住宅貸付の借受人は、前条の規定による住宅貸付保険の契約が失効又は解除された場合には、直ちに、保証人を立てるとともに、抵当権又は質権の設定をしなければならない。

2 前項の規定により立てる保証人は、借受人が使用される学校法人等（当該学校法人等が共済法附則第十項の規定により学校法人とみなされるものである場合においては、更に加入者二人（貸付けを受けた額が当該借受人の標準報酬月額以内のときは一人））とする。

3 前項の加入者である保証人は、引き続き五年以上加入者である者（現に住宅貸付について保証人となっている者を除く。）で、借受人が使用される学校法人等に使用されているものでなければならない。

二項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号〕

第十六条 前条第一項の規定により抵当権又は質権を設定すべき借

受人は、二百万円を超える住宅貸付の借受人とし、当該借受人は、貸付金の対象となった住宅又は住宅の敷地について、第一順位の抵当権（借受人が独立行政法人住宅金融支援機構その他これに準ずる機関で事業団が定めるもの（以下「機構等」という。）

から融資を受けて機構等のために第一順位の抵当権を設定しているときは、第二順位の抵当権）を設定し、貸付金の対象となった住宅について、貸付金の償還が完済するまでの間、継続して火災保険契約を締結するとともに、その保険金請求権を目的とする第一順位の質権（機構等のために第一順位の質権を設定している場合は、第二順位の質権）を設定しなければならない。この場合において、火災保険の契約金額は、当該保険契約締結のときにおける貸付金の対象となった住宅に係る未償還元金の額（機構等から融資を受けている場合には、それらに対する債務の額を加えるものとする。）に相当する額を下回ってはならない。

2 事業団は、特に必要と認める場合には、住宅貸付のうち二百万円を超えないものの借受人についても、前項の規定に準じ、抵当権又は質権を設定させることができる。

3 前二項の規定により抵当権又は質権を設定する場合は、事業団は、直ちに、様式第七号による住宅貸付債務弁済抵当権設定契約証書を作成し、借受人に、事業団の定めるところにより、抵当権

の登記又は質権の設定手続をとらせる。

4 第一項及び第二項の規定により抵当権又は質権を設定した借受人が、その貸付金の償還を完了したときは、事業団及び借受人であった者は、速やかに、抵当権の登記の抹消及び質権消滅の手続をとるものとする。

5 第一項及び第二項の規定による抵当権及び質権の設定に要する費用並びに前項の規定による抵当権の登記の抹消及び質権消滅の手続に要する費用は、借受人又は借受人であった者の負担とする。

6 事業団は、前条並びに第一項及び第二項の規定の適用を受ける借受人が、これらの規定に基づき保証人を立てなかったとき又は抵当権若しくは質権の設定を行わなかったときは、直ちに、貸付けを取り消し、第二十二條の規定の例により即時償還を命ずることができるとし、この場合において即時償還の方法については、第二十八條の規定の例による。

一項…一部改正(平成二三年四月二三受文科高三〇七号)

（保険契約失効等の場合の保証人の義務）

第十七条 第十三条第一項及び第十五条第一項の保証人は、借受人と連帯して債務の履行に任じなければならぬ。

（団体信用生命保険）

第十八条 事業団は、住宅貸付について、生命保険会社と団体信用

生命保険の契約を締結する。

2 住宅貸付の申込人で、団体信用生命保険の適用を受けることを希望する者は、その旨を事業団の定めるところにより学校法人等を経て、事業団に申し出なければならない。ただし、当該申込人が、住宅貸付の貸付日において、二十歳に達していないときは七十歳に達しているときは、当該保険の適用を受けることができないうものとする。

3 団体信用生命保険の被保険者となった者（次項において「被保険者」という。）は、当該保険の保険料を充当する額として事業団が定める額（次項において「保険料充当金」という。）を、事業団の定めるところにより負担しなければならない。

4 被保険者が、次の各号のいずれかに該当した場合には当該各号に定める日の翌日に、次の各号の二以上に該当した場合には当該各号に定める日のうちいずれか早い日の翌日に、被保険者の資格を喪失するものとする。

一 加入者の資格を喪失したとき（死亡による場合を除く。）。

当該喪失事由の生じた日の属する月の末日（当該月の翌月以後においても定期償還が行われることとなる場合にあつては、最終の定期償還が行われた月の末日）

二 八十一歳に達したとき。 達した日の属する月の末日
三 死亡したとき。 死亡した日

四 事業団が定める高度障害の状態になったとき。 当該高度障害の症状が固定した日

五 前項の規定により納付すべき保険料充当金を滞納し、事業団の定める日まで当該保険料充当金を納付しなかったとき。 当該事業団の定める日

六 第二十二条の規定による償還（同条第一号の規定による償還を除く。）を命ぜられたとき。 当該償還を命ぜられた日の属する月の末日

七 第二十三条の規定による償還を命ぜられたとき（当該償還を命ぜられた被保険者のうち、第二十三条第一項後段の規定による償還をすることとなる者が、被保険者の資格の継続を希望する旨を、事業団の定めるところにより学校法人等を経て、事業団に申し出たときを除く。）。 第二十三条に規定する異動前の学校法人等を退職した日の属する月の末日

八 被保険者とならない旨を、事業団の定めるところにより学校法人等を経て、事業団に申し出たとき。 当該申出をした日の属する月の末日（月の十六日以降に当該申出をしたときは、当該申出をした日の属する月の翌月の末日）

5 前各項に定めるもののほか、団体信用生命保険の適用に関し必要な事項は、別に事業団が定める。

四項：一部改正（令和元年九月元受文科高五六四号）

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則（第一九条―第二二条）

（工事等完了届の提出）

第十九条 住宅貸付の借受人は、貸付金の対象となった住宅又は住宅の敷地の新築、増築、改築、移築、購入、借入れ又は修理が完了したときは、直ちに、その旨を様式第八号による工事等完了届により当該学校法人等を経て、事業団に報告しなければならない。

（住宅の建築義務）

第十九条の二 住宅の敷地のみを購入又は借入れするために住宅貸付を受けた借受人は、貸付けを受けた日から五年以内に当該敷地に住宅を建築しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると理事長が認めたときは、五年を限り期限を猶予することができる。

本条：追加（平成一四年三月一三諸文科高二四五号）

（住宅又は住宅の敷地の譲渡の制限）

第二十条 住宅貸付の借受人は、貸付金の償還が完済するまでの間、貸付金の対象となった住宅又は住宅の敷地の譲渡することができない。ただし、やむを得ない事情があると理事長が認めたときは、この限りでない。

第三章 償還

第二十一条 借受人は、毎月、元利均等償還の方法により、償還しなければならない。

第三章 償還 一八五九

2 前項の規定による償還は、別表第一に掲げる貸付けの種類に
 じ、同表に定める貸付金額に対応した償還回数の中から借受人
 が希望する償還回数により行うものとする。この場合において、

一回当たりの償還金の額は、当該貸付金額に別表第二に定める当
 該償還回数に応じた賦金率を乗じて得た額（その額に一円未満の
 端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

3 前二項の規定による償還（以下「毎月払償還」という。）に係
 る償還金の払込み期限（以下「償還期限」という。）は、貸付金
 の交付日の属する月の翌月以後の各月における当該交付日に応当
 する日の前日とする。

4 住宅貸付の借受人で貸付金額が二百万円以上である者は、当該
 貸付金額の二分の一の範囲内であつて次項に定める額について、
 毎月払償還のほか貸付金の交付日の属する月以後、毎年一月償還
 分及び七月償還分として元利均等償還の方法により償還すること
 ができる。

5 前項の規定による償還の対象となる貸付金額は、二十万円の整
 数倍の額（百万円以上の額に限る。）のうち借受人の希望する額
 とする。

6 第四項の規定による償還をする場合の償還回数は、毎月払償還
 の償還回数を六で除して得た回数とし、一回当たりの償還金の額
 は、第五項に規定する額に別表第三に定める当該償還回数に応じ

た賦金率を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるとき
 は、これを四捨五入して得た額）とする。

7 前三項の規定による償還（以下「半年払償還」という。）に係
 る償還期限は、一月償還分については毎年二月における当該貸付
 金の交付日に応当する日の前日とし、七月償還分については毎年
 八月における当該貸付金の交付日に応当する日の前日とする。

8 半年払償還をする者に係る第二項の規定の適用については、同
 項中「貸付金額」とあるのは、「貸付金額から半年払償還の対象
 となる貸付金額を控除した額」とする。

9 第三項及び第七項の規定にかかわらず、事業団は、特別の事情
 があると認めたときは、償還期限を延長することができる。

10 借受人は、前各項の規定にかかわらず、未償還元利金の全部又
 は一部について事業団が定めるところにより期限の到来前に、任
 意に償還をすることができる。

11 半年払償還を行っている者が前項の規定による償還（以下「任
 意償還」という。）を行った場合は、その任意償還の額は、半年
 払償還に係る未償還元利金について先に充当するものとする。

12 任意償還をした後の償還については、第一項から第八項までの
 規定による償還（以下「定期償還」という。）に準じて事業団が
 定めるところによる。

（即時償還）

第二十二條 事業団は、次のいずれかに該当する場合は、直ちに

(第一号に掲げる場合にあっては随時)、貸付けを取り消し、様式第九号による貸付金即時償還通知書により当該学校法人等を経て、借受人(借受人が死亡した場合は、その遺族又は相続人)に對し、未償還元利金の即時償還(以下「即時償還」という。)を命ずることができる。

一 借受人が加入者の資格を喪失したとき。

二 借受人がこの規則に規定する事項に違反したとき。

三 借受人が貸付申込書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

四 借受人が工事等完了届の提出を怠ったとき。

五 借受人が償還を怠ったとき。

六 その他必要と認めたとき。

一・二項…一部改正(平成一四年三月一三諸文科高二四五号)、一項…一部改正・二項…削除(平成二〇年三月一九諸文科高四〇八号)

(資格継続時等の即時償還)

第二十三條 事業団は、住宅貸付の借受人が加入者の資格を喪失することなくその所属する学校法人等を異動した場合において退職手当が支給されることとなったときは、直ちに、様式第九号による貸付金即時償還通知書により、異動前の学校法人等を経て当該借受人に對し即時償還を命ずることができる。この場合におい

て、当該支給される退職手当の額が当該異動時における未償還元利金の額に満たないときの償還については、事業団が別に定める。

2 前項の規定は、住宅貸付の借受人がその所属する学校法人等を異動することなく退職手当が支給されることとなった場合において準用する。

(任意償還等の場合の利息の計算)

第二十四條 任意償還又は即時償還の場合の当該償還額に係る利息の額は、直前の定期償還の償還期限の翌日(すでになされた償還がないときは、貸付金を交付した日)から起算して当該任意償還又は即時償還を行う日までの月数により計算する。この場合において、一月未満の端数があるときは、その端数は切り上げる。

2 第八条第三項の規定にかかわらず、前項の利息の額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。

(定期償還の方法)

第二十五條 事業団は、学校法人等ごとに様式第十号による貸付金償還等通知書及び様式第十一号による貸付金定期償還等通知明細書を作成し、当該学校法人等に送付するものとする。

2 貸付金償還等通知書及び貸付金定期償還等通知明細書の送付を受けた学校法人等は、借受人の報酬又は賞与等から借受人が事業団に対して支払うべき定期償還に相当する金額(以下「定期償還

金」という。）を控除して、当該金額を借受人に代わり当該貸付金償還等通知書とともに事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

3 借受人の報酬又は賞与等から定期償還金の一部又は全部に相当する額の控除が行われなければならないときは、借受人は、当該金額を当該学校法人等に提出しなければならない。この場合において、当該学校法人等は、当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

二・三項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号・二七年九月二七受文科高一三四二号〕

第二十六条 学校法人等は、事業団の取引金融機関と契約して定期償還金を口座振替の方法により払い込むことを事業団に申し出たときは、当該方法により払い込むことができるものとする。

2 事業団は、定期償還金を口座振替の方法により払い込む学校法人等については、当該学校法人等ごとに様式第十二号による貸付金定期償還等通知書及び様式第十一号による貸付金定期償還等通知明細書を作成し、当該学校法人等に送付するものとする。

3 定期償還金を口座振替の方法により払い込む学校法人等は、様式第五号による貸付決定通知書に掲げる条件に従い、借受人の報酬又は賞与等から借受人が事業団に対して支払うべき定期償還金に相当する金額を控除するものとする。

4 前条第三項前段の規定は、前項の規定による定期償還金に相当する金額の控除について準用する。

三項…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号〕、二項…一部改正〔平成一九年三月一八諸文科高四〇三号〕、三項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号〕

（任意償還の方法）

第二十七条 学校法人等は、借受人から任意償還の申し出を受けたときは、直ちに、その旨を事業団に通知し、事業団から様式第九号による貸付金任意償還通知書及び様式第十号による貸付金償還等通知書の交付を受け、当該通知書により償還額に相当する金額を借受人の報酬又は賞与等から控除し、又は借受人から提出を受け、当該通知書とともに、当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

本条…一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号・二七年九月二七受文科高一三四二号〕

（即時償還の方法）

第二十八条 事業団は、第二十二条の規定による即時償還を命じたときは、第三十三条の規定により未償還元利金が完済された場合を除き、様式第九号による貸付金即時償還通知書及び様式第十号による貸付金償還等通知書を、当該学校法人等に送付するものとする。

2 貸付金償還等通知書の送付を受けた学校法人等は、借受人の報

酬、賞与等又は退職手当から未償還元利金に相当する金額を控除して、当該金額を借受人に代わり当該通知書とともに事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

3 借受人の報酬、賞与等又は退職手当から未償還元利金の一部又は全部に相当する額の控除が行われなときは、借受人は、貸付金即時償還通知書の交付日から六十日以内に、当該金額を当該学校法人等に提出し、当該学校法人等は当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

4 第二十二條第一号に該当した借受人のうち、当該借受人の責に帰さない事由により加入者の資格を喪失した者に係る前項の規定の適用については、同項に定めるもののほか、事業団が別に定めるところによることができる。

二・三項…一部改正(平成一九年九月諸政四の九号)、四項…追加(平成一九年六月一四諸文科高三三三三号)、二・三項…一部改正(平成一九年九月一七受文科高一三四二号)、四項…一部改正(令和元年九月元受文科高五六四号)

(資格継続時等の即時償還の方法)

第二十九條 事業団は、第二十三條第一項の規定により即時償還を命じたときは、様式第九号による貸付金即時償還通知書及び様式第十号による貸付金償還等通知書を、異動前の学校法人等に送付するものとする。

2 貸付金償還等通知書の送付を受けた学校法人等は、当該学校法

人等が支給する借受人の退職手当から償還金に相当する金額を控除して、当該金額を借受人に代わり当該通知書とともに事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

3 借受人の退職手当から償還金の一部又は全部に相当する金額の控除が行われなときは、借受人は、貸付金即時償還通知書の交付日から六十日以内に、当該金額を当該学校法人等に提出し、当該学校法人等は当該金額を借受人に代わり事業団の取引金融機関又は直接事業団に払い込まなければならない。

4 前三項の規定は、第二十三條第二項において準用する同条第一項の規定により即時償還を命じた場合について準用する。

一・四項…一部改正(令和元年九月元受文科高五六四号)

(償還金の直接払込み)

第三十條 事業団は、前五條の規定にかかわらず、学校法人等が借受人に代わり償還金を払い込むことができないやむを得ない事情があると認めたときは、事業団の定めるところにより、借受人に償還金を直接事業団に払い込ませることができる。

(督促)

第三十一條 定期償還又は即時償還を遅滞した借受人がある場合には、事業団は、当該学校法人等を経て、借受人に対して様式第十三号による督促状により督促するものとする。

(延滞金の徴収)

第三十二条 事業団は、定期償還又は即時償還を遅滞した場合に

は、借受人から遅滞した金額につき、一日当たり〇・〇三パーセントの割合で、償還期限の翌日から払込みの日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、償還の遅滞につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

2 前項の延滞金に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り上げる。

（即時償還の場合の給付金からの控除）

第三十三条 事業団は、第二十二条第一号の規定により即時償還を命じた場合において、借受人又はその遺族若しくは相続人に支給されるべき事業団の給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）があるときは、当該給付金から未償還元利金を控除する。

2 事業団は、前項の規定により控除を行ったときは、当該学校法人等を経て、借受人又はその遺族若しくは相続人に様式第十四号による未償還元利金控除明細書を送付するものとする。

一項：一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号・令和元年九月元受文科高五六四号〕

（貸付金完済証明書の交付）

第三十四条 事業団は、未償還元利金が完済されたときは、直ちに、様式第十六号による貸付金完済証明書を作成し、当該学校法人等を経て借受人であった者に、交付するものとする。

（借用証書の返付等）

第三十五条 事業団は、未償還元利金が完済され、借受人であった者の請求があった場合は、借用証書を、当該学校法人等を経て、借受人であった者に返付するものとする。

第四章 雑則

（異動報告）

第三十六条 借受人は、異動により他の学校法人等に属することになったときは、直ちに、様式第十五号による異動報告書を、異動後の学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合において、当該貸付けが住宅貸付であり、かつ、異動前後の学校法人等が同一の退職手当制度に加入しており退職手当が異動時に支給されない場合にあつては、様式第四号による退職手当引当承諾書を添付するものとする。

2 住宅貸付の借受人は、第二十三条第二項に規定する場合に該当することとなったときは、直ちに、様式第十五号による異動報告書を当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

（書類整理）

第三十七条 事業団は、事業団の定める様式により、貸付けの種類、貸付金額、借受人氏名、償還期別、一回当たりの償還額、償還状況及び貸付残額を記載した書類を備えて整理するものとする。

(様式の特例)

第三十八條 事業団は、特別の事情により様式各号に定める申込書、通知書等の様式について、当該様式により難いと認めるときは、その記載内容、型式等が当該様式と著しく均衡を失うことがない限りにおいて、これと異なる様式によることができる。

(細則)

第三十九條 この規則の実施に関し、必要な細則は、理事長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成十年一月一日から実施する。

2 この規則の実施の日前に、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）附則第五条第一項の規定により解散した私立学校教職員共済組合の貸付規則（以下「旧貸付規則」という。）によってなされた行為又は手続は、その行為若しくは手続のなされた日においてこの規則の相当する規定によってなされた行為又は手続とみなす。

3 この規則の実施の際、現に旧貸付規則の規定による借受人であった者については、その者が当該借受人となった日から引き続きこの規則による借受人であったものとみなす。

4 この規則実施の際、現に存する旧貸付規則による様式（様式第四号の退職手当引当承諾書及び様式第七号の借用証書を除く。）

貸付規則

私立学校教職員共済制度貸付規則（第三十八條・第三十九條）

附 則

については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

(貸付金の利率の特例等)

5 次の各号に掲げる貸付けの種類に応じ、当該各号に定める場合に該当する場合における貸付金の利率は、第八条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一 一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付及び医療・介護貸付 次の表の上欄に掲げる日（以下この項において「基準日」という。）の属する月以前三月間の各月の初日における預託金利率（財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第七条第三項の規定により財務大臣が定める利率のうち、同条第一項に規定する約定期間が十年である預託金に適用されるものをいう。以下同じ。）の平均値（以下「預託金利率の平均値」という。）が日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号。以下「財務会計省令」という。）第二十四条の二第一号に規定する利率を下回る場合における、同表の下欄に定める基準日に応じた期間の貸付金の利率については、附則別表第一の上欄に掲げる預託金利率の平均値の区分に応じ、同表の下欄に定める利率（預託金利率の平均値が年三・七五パーセントを超えるときは、第八条第一項（第二号を除く。）に定める利率）とする。

基準日	基準日に応じた期間
毎年二月一日	基準日の属する年の五月一日から七月三十一日まで
毎年五月一日	基準日の属する年の八月一日から十月三十一日まで
毎年八月一日	基準日の属する年の十一月一日から翌年の一月三十一日まで
毎年十一月一日	基準日の属する年の翌年の二月一日から四月三十日まで

二 災害貸付 災害が発生した日（以下「災害発生日」という。）の属する月の前月の初日（以下「災害基準日」という。）における預託金利率が年〇・七五パーセント以下である場合における災害貸付に係る貸付金の利率は、附則別表第一の二の上欄に定める預託金利率の区分に応じ、同表の下欄に定める利率とする。

本項：一部改正〔平成一二年九月諸政四の九号・一三年三月一二諸文科高二六〇号・二七年九月二七受文科高「三四二号」、全部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号・五年六月五文科高四五七号〕

6 前項に規定する利率（以下「特例利率」という。）の適用を受ける貸付に係る第二十一条の規定の適用については、次の各号に掲げる貸付の種類に応じ、当該各号に定めるところによる。

7

一 一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付及び医療・介護貸付 第二十一条第二項中「別表第二」とあるのは「附則別表第二」と、同条第六項中「別表第三」とあるのは「附則別表第三」とし、前項（第二号を除く。）の規定により、未償還元金を有する者に係る貸付金の利率が改定された場合（特例利率が第八条第一項（第二号を除く。）に規定する利率に改定された場合を含む。）の第二十一条の規定の適用については、同条第二項中「当該貸付金額」とあるのは「未償還元金（毎月払償還に係るものに限る。）」と、「別表第二」とあるのは「附則別表第四」と、「当該償還回数」とあるのは「回数（償還回数から既に償還した回数を除いた回数。）」とし、同条第六項中「第五項に規定する額」とあるのは「未償還元金（半年払償還に係るものに限る。）」と、「別表第三に定める」とあるのは「改定後の利率に基づき事業団が別に定める」と、「当該償還回数」とあるのは「回数（償還回数から既に償還した回数を除いた回数。）」とし、同条第八項の規定は適用しない。

二 災害貸付 第二十一条第二項中「別表第二」とあるのは「附則別表第二」とする。

本項：一部改正〔令和元年九月元受文科高五六四号〕、全部改正〔令和五年六月五文科高四五七号〕

特例利率の適用を受ける住宅貸付について様式第七号による住

宅貸付債務弁済抵当権設定契約証書を作成する場合における同証書第一条第一項第一号の利率は、当該特例利率によるものとする。

(災害により被災した加入者に対する住宅貸付の特例)

8 災害により被災した加入者（以下「被災加入者」という。）に
対して行う住宅貸付（以下「特例住宅貸付」という。）に係る第
七条第一項及び第三項並びに第二十一条第二項及び第六項の適用
については、第七条第一項第四号中「退職手当の額（貸付けの申
込みの日の属する月までの引き続く年金等加入者期間が十年未満
の者にあつては当該退職手当の額に二百万円を加えた額とし、十
年以上の者にあつては当該退職手当の額に三百万円を加えた
額）」とあるのは「退職手当の額に六百万円を加えた額」と、同
条第三項第二号中「標準報酬月額額の十分の六」とあるのは「標準
報酬月額」と、第二十一条第二項中「別表第二に定める」とある
のは「附則別表第五」と、同条第六項中「別表第三に定める」と
あるのは「附則別表第六」とする。

本項…一部改正〔平成二七年九月二七受文科高一三四二号〕、見出・本項…一部改正〔令和二年九月二受文科高九二五号・五年六月五文科高四五七号〕

9 特例住宅貸付に係る貸付金の利率は、第八条第一項（第二号を除く。）及び附則第五項（第二号を除く。）の規定にかかわらず、年一・二六パーセント（災害基準日における預託金利率が年一・

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則

本項：一部改正〔平成三年四月二三受文科高三〇七号・令和二年九月二受文科高九二五号・五年六月五文科高四五七号〕

11 特例住宅貸付に係る申込みについては、災害発生日から起算して三年を経過する日を基準として理事長が定める日までに行わなければならない。

10 附則第七項の規定は、特例住宅貸付について準用する。

本項：一部改正〔平成〕○年六月諸政四の一〇号・一四年六月、四諸文科高二二
二号・二三四年四月二三受文文科高三〇七号・令和元年九月元受文文科高五六四号・二
二年九月二受文文科高九二五号）、全部改正令和五年六月五文科高四五七号）

事業団は、被災加入者である借受人又は災害貸付若しくは特例住宅貸付の申込人の申出により、未償還元金に係る償還期限を二年間を限度として延長することができる。この場合において、当該延長期間中については、当該未償還元金に対して年一・〇パーセント（災害基準日における預託金利率が年〇・七五パーセント以下である場合には、附則別表第一の二の上欄に定める預託金利率の区分に応じ、同表の下欄に定める割合）による利息を徴するものとする。

本項：一部改正〔平成一〇年六月諸政四の一〇号・一四年六月一四諸文科高二三
二號・二三年四月二三受文科高三〇七号・令和元年九月元受文科高五六四号・五
年六月五文科高四五七号〕

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則

から起算して五月を経過する日を基準として理事長が定める日までに、災害貸付又は特例住宅貸付の申込人にあつては当該貸付けの申込みをする際に行わなければならない。

本項：一部改正〔令和二年九月二受文科高九二五号・五年六月五文科高四五七号〕

（平成八年一月三十一日以前の旧貸付規則による貸付金の利率の特例）

14

この規則の実施の際、現に旧貸付規則による貸付金に係る未償還元金を有する者（平成八年一月三十一日において未償還元金を有していた者であつて、引き続きこの規則の実施の日の前日まで償還をしている者に限る。）のうち、旧貸付規則の規定により、平成八年一月三十一日までに旧私立学校教職員共済組合に対し同年二月一日以後の貸付金の利息の算定の基礎となる利率については従前の例による旨の申出をした者のこの規則の実施の日以後における当該貸付金の利息の算定の基礎となる利率については、なお従前の例による。

本項：追加〔平成一〇年六月諸政四の一〇号〕、旧一五項：一四項に繰上〔令和五年六月五文科高四五七号〕

附則別表第一（附則第五項関係）

預託金利率の平均値	一般、教育、結婚、住宅及び医療・介護貸付に係る貸付金の利率
年三・二五％を超え	年三・七六％
年三・七五％以下	年三・七六％
年二・七五％を超え	年三・二六％
年三・二五％以下	年三・二六％
年二・二五％を超え	年二・七六％
年二・七五％以下	年二・七六％
年一・五〇％を超え	年二・二六％
年二・二五％以下	年二・二六％
年一・〇〇％を超え	年一・七六％
年一・五〇％以下	年一・七六％
年一・〇〇％以下	年一・二六％

本表：一部改正〔平成一〇年六月諸政四の一〇号・一二年九月四の九号・一四年六月一四諸文科高三三三号・令和元年九月二受文科高五六四号・五年六月五文科高四五七号〕

附則別表第一の二（附則第五項、附則第十二項関係）

預託金利率	災害貸付に係る貸付金の利率、未償還元金に係る償還期限延長期間中の利息の割合
年〇・五〇％を超え	年〇・七五％
年〇・七五％以下	
年〇・二五％を超え	
年〇・五〇％以下	
年〇・二五％以下	年〇・二五％

本表：追加〔令和五年六月五文科高四五七号〕

附則別表第 2（附則第 6 項関係）

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年3.76パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.034976697467	0.018308414216	0.010010843554	0.007277186545	0.005934088662	0.004636832122

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年3.26パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.034755347615	0.018084463743	0.009776553837	0.007031548915	0.005677031439	0.004357553440

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年2.76パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.034534860757	0.017862237261	0.009545685445	0.006790975909	0.005426603415	0.004087710579

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年2.26パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.034315237596	0.017641737136	0.009318250774	0.006555504851	0.005182888178	0.003827563463

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年1.76パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.034096478804	0.017422965527	0.009094260563	0.006325167658	0.004945957124	0.003577336485

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年1.26パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.03387585030	0.017205924380	0.008873723872	0.006099990714	0.004715868950	0.003337215129

災害貸付 利率 年0.75パーセント

償還回数	60回	120回
賦金率	0.016986326926	0.008652341892

災害貸付 利率 年0.50パーセント

償還回数	60回	120回
賦金率	0.016879339846	0.008545138334

災害貸付 利率 年0.25パーセント

償還回数	60回	120回
賦金率	0.016772786374	0.008438802003

本表……一部改正〔平成10年6月諸政4の10号・12年9月4の9号・14年6月14諸文科高232号・令和元年9月元受文科高564号・5年6月5文科高457号〕

附則別表第 3（附則第 6 項関係）

利率 年3.76パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1 月・7 月	2 月・8 月	3 月・9 月	4 月・10 月	5 月・11 月	6 月・12 月
20 回	0.059521207422	0.060450733635	0.060264876392	0.060078959150	0.059893041907	0.059707124665
30 回	0.043241239146	0.043916569191	0.043781503182	0.043646437173	0.043511371164	0.043376305155
40 回	0.035240433797	0.035790809416	0.035680734292	0.035570659168	0.035460584045	0.035350508921
60 回	0.027508627238	0.027938249581	0.027852325113	0.027766400644	0.027680476175	0.027594551707

利率 年3.26パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1 月・7 月	2 月・8 月	3 月・9 月	4 月・10 月	5 月・11 月	6 月・12 月
20 回	0.058206389996	0.058994884716	0.058837185772	0.058679486828	0.058521787884	0.058364088940
30 回	0.041843730904	0.042410568341	0.042297200854	0.042183833366	0.042070465879	0.041957098392
40 回	0.033768188154	0.034225629993	0.034134141625	0.034042653257	0.033951164890	0.033859676522
60 回	0.025898817432	0.026249656589	0.026179488758	0.026109320926	0.026039153095	0.025968985263

利率 年2.76パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.056906123982	0.057559047753	0.057428463999	0.057297880245	0.057167296490	0.057036712736
30回	0.040469988896	0.040934325794	0.040841458414	0.040748591035	0.040655723655	0.040562856276
40回	0.032328505379	0.032699430064	0.032625245127	0.032551060190	0.032476875253	0.032402690316
60回	0.024337366346	0.024616603812	0.024560756319	0.024504908826	0.024449061332	0.024393213839

利率 年2.26パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.055620639796	0.056143416258	0.056038860966	0.055934305673	0.055829750381	0.055725195088
30回	0.039120457415	0.039488149237	0.039414610872	0.039341072508	0.039267534144	0.039139995780
40回	0.030922177226	0.031212813696	0.031154686402	0.031096559108	0.031038431814	0.030980304520
60回	0.022826225657	0.023040768560	0.022997859979	0.022954951399	0.022912042818	0.022869134238

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則

利率 年1.76パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1・7月	2・8月	3・9月	4・10月	5・11月	6・12月
20回	0.054350131195	0.054748115114	0.054668518330	0.054588921546	0.054509324762	0.054429727978
30回	0.037795555878	0.038072317371	0.038016965073	0.037961612774	0.037906260476	0.037850908177
40回	0.029549936798	0.029766318974	0.029723042539	0.029679766104	0.029636489669	0.029593213234
60回	0.021367172071	0.021523635187	0.021492342564	0.021461049941	0.021429757317	0.021398464694

利率 年1.26パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1・7月	2・8月	3・9月	4・10月	5・11月	6・12月
20回	0.053094804961	0.053373260309	0.053317569240	0.053261878170	0.053206187101	0.053150496031
30回	0.036495677372	0.036687078707	0.036648798440	0.036610518173	0.036572237906	0.036533957639
40回	0.028212454038	0.028360414064	0.028330822059	0.028301230054	0.028271638048	0.028242046043
60回	0.019961783194	0.020066472631	0.020045534744	0.020024596856	0.020003658969	0.019982721081

本表…一部改正〔平成10年6月諸政4の10号・12年9月4の9号・14年6月14諸文科高232号・令和元年9月元受文科高564号〕

附則別表第4（附則第6項関係）

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付

利率 年4.26パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.003550000000	61	0.018261423314	121	0.010180568731	181	0.007498125340	241	0.006181371481	301	0.005412879490		
2	0.502664072521	62	0.017997589762	122	0.0101113763765	182	0.007468742120	242	0.006165205922	302	0.005402850235		
3	0.335702793590	63	0.0177421654998	123	0.0100480440982	183	0.007439691021	243	0.006149181433	303	0.005392893355		
4	0.252222681293	64	0.017494754857	124	0.009983400985	184	0.007410966622	244	0.006133296276	304	0.005383008041		
5	0.202135032045	65	0.017254989426	125	0.009919808632	185	0.007382563621	245	0.006117548739	305	0.005373193874		
6	0.168743615319	66	0.017022521215	126	0.009857241998	186	0.007354476829	246	0.006101937139	306	0.005363449856		
7	0.144829202886	67	0.016797023477	127	0.009795676850	187	0.007326701168	247	0.006086459920	307	0.005353775397		
8	0.127005130633	68	0.016578188686	128	0.009735089710	188	0.007299231668	248	0.00607115154	308	0.005344169815		
9	0.113092651827	69	0.016365727143	129	0.009675457828	189	0.007272063464	249	0.006055901537	309	0.005334632436		
10	0.101962878431	70	0.016159365704	130	0.009616759156	190	0.007245191795	250	0.006040817393	310	0.005325162596		
11	0.0928568790753	71	0.015958346614	131	0.009558972316	191	0.007218611997	251	0.006025861167	311	0.005316758639		
12	0.085268742441	72	0.015763926435	132	0.009502076581	192	0.007192319506	252	0.006011031334	312	0.005306422917		
13	0.078848162792	73	0.015574375071	133	0.009446051845	193	0.007166309850	253	0.005996326390	313	0.005297151791		
14	0.073344958539	74	0.015389974862	134	0.009390878603	194	0.007140578651	254	0.005981744854	314	0.005287945629		
15	0.068575654598	75	0.015210519756	135	0.009336537927	195	0.007115121620	255	0.005967285270	315	0.005278803908		
16	0.06440264657	76	0.015035614547	136	0.0092830211449	196	0.00708934555	256	0.005952946205	316	0.005269725714		
17	0.060720700357	77	0.014865674169	137	0.009230281332	197	0.007065013340	257	0.005938728246	317	0.005258710737		
18	0.057417977420	78	0.014699923046	138	0.009178330260	198	0.007040353943	258	0.005924624004	318	0.005251758279		
19	0.054519861942	79	0.014538394492	139	0.009127141414	199	0.007015952411	259	0.005910638111	319	0.005242867747		
20	0.051884662799	80	0.014380930157	140	0.009076698456	200	0.006991804872	260	0.005896762719	320	0.005234038565		
21	0.049506534796	81	0.014227375508	141	0.009026685510	201	0.006967907530	261	0.005883010002	321	0.005225270127		
22	0.047333240954	82	0.014077589357	142	0.008977987149	202	0.006944256663	262	0.005869365154	322	0.00521661891		
23	0.0453449851	83	0.013931453415	143	0.00892968376	203	0.006920486625	263	0.005855831387	323	0.005207913284		
24	0.043540738652	84	0.013788811884	144	0.008882074611	204	0.006897679840	264	0.005842407436	324	0.005199329749		
25	0.041872163353	85	0.013649351074	145	0.008835131677	205	0.0068741746801	265	0.005829092051	325	0.005190792736		
26	0.040332020579	86	0.0135133550346	146	0.008788845785	206	0.006852046070	266	0.005815684005	326	0.005182319703		
27	0.038906040044	87	0.013380705290	147	0.0087433203520	207	0.006829574276	267	0.005802782086	327	0.005173904113		
28	0.037581990076	88	0.013250900401	148	0.008698191831	208	0.006807328112	268	0.005789786101	328	0.005165545433		
29	0.036349326127	89	0.013124035806	149	0.008653795807	209	0.006785304333	269	0.005776891875	329	0.005157243148		

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則

30	0.035198809590	90	0.013000013491	150	0.008610009715	210	0.006763499760	270	0.005764101252	330	0.005148996733
31	0.034122781035	91	0.01267839748	151	0.008566614890	211	0.006741911268	271	0.005751412090	331	0.005140805650
32	0.033113876557	92	0.012760124946	152	0.008542201823	212	0.006720535797	272	0.005720535797	332	0.005132669433
33	0.03216574035	93	0.012644083307	153	0.008482159104	213	0.006693970384	273	0.005707633671	333	0.00512467645
34	0.03127474986	94	0.012530532703	154	0.008440675615	214	0.006678411951	274	0.005713942216	334	0.005116559673
35	0.030433795701	95	0.012419594465	155	0.008399740529	215	0.006657657733	275	0.005701647824	335	0.005108585079
36	0.029639784529	96	0.012310535203	156	0.008359343293	216	0.006637104845	276	0.005689449437	336	0.005100663354
37	0.028888749455	97	0.012204566632	157	0.008319473625	217	0.006616750500	277	0.005677340099	337	0.005097944110
38	0.028177297624	98	0.012099715421	158	0.008280121504	218	0.006596591962	278	0.005665336512	338	0.005084976789
39	0.027502384167	99	0.011987503038	159	0.008241277159	219	0.006576625541	279	0.005653419930	339	0.005077210957
40	0.026861268699	100	0.011897355614	160	0.008202931065	220	0.006556851601	280	0.005641595254	340	0.005069496155
41	0.026251478194	101	0.011799211807	161	0.008165073932	221	0.006537264551	281	0.005629861527	341	0.005061831929
42	0.025670775147	102	0.011703012684	162	0.008127696700	222	0.006517862846	282	0.005618217748	342	0.005054217831
43	0.0251177130197	103	0.011608701597	163	0.008090790531	223	0.006498643989	283	0.005606662967	343	0.005046653418
44	0.024586898469	104	0.011516224079	164	0.008054348805	224	0.006479605526	284	0.005595196241	344	0.005039138254
45	0.024083799075	105	0.011425527736	165	0.008018357107	225	0.006460745046	285	0.005583816638	345	0.005031671904
46	0.0236006397293	106	0.011336562154	166	0.007982813228	226	0.006442060183	286	0.005572523253	346	0.005024235942
47	0.023138589016	107	0.011249278802	167	0.007947707153	227	0.006423548610	287	0.005561315139	347	0.005016883944
48	0.022655587143	108	0.011163630945	168	0.007913031060	228	0.006405208042	288	0.005550191444	348	0.00500561494
49	0.022210709646	109	0.011079373564	169	0.00787877310	229	0.006387036235	289	0.005539151273	349	0.005002286177
50	0.02182869056	110	0.010997063279	170	0.007844938447	230	0.006369030982	290	0.005528193759	350	0.004995057585
51	0.021471063198	111	0.010916055270	171	0.007811507185	231	0.006351190115	291	0.005517318044	351	0.004987875315
52	0.021094369986	112	0.010836518212	172	0.007788476411	232	0.006333511504	292	0.00550523282	352	0.004980738968
53	0.020731925151	113	0.010758404209	173	0.007744539175	233	0.006315993055	293	0.005495808642	353	0.004973648148
54	0.0203829457726	114	0.010681358867	174	0.007713588687	234	0.006298632710	294	0.005487517300	354	0.004966602466
55	0.020046594549	115	0.010606306538	175	0.007681718311	235	0.006281428446	295	0.005474616445	355	0.004958601535
56	0.019723495907	116	0.010562248664	176	0.007650221564	236	0.006264378273	296	0.005464137277	356	0.0049505614975
57	0.019409696883	117	0.010459477324	177	0.007619092108	237	0.006247480236	297	0.005453733008	357	0.004945732408
58	0.01910726135	118	0.010387555880	178	0.007588323747	238	0.006230732413	298	0.005443408858	358	0.004938863461
59	0.018816027070	119	0.010317553791	179	0.007557910425	239	0.006214132914	299	0.005433150509	359	0.004932037765
60	0.018534086101	120	0.010248540568	180	0.007527846220	240	0.006197679879	300	0.005422981852	360	0.004925254956

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年3.76パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.003133333333	61	0.018035577752	121	0.009942676287	181	0.007247248815	241	0.005017566774	301	0.005136446852		
2	0.502331225302	62	0.0177711568720	122	0.009875639718	182	0.007217648765	242	0.005001187811	302	0.005126210544		
3	0.335444400536	63	0.017515966761	123	0.009809706264	183	0.007188380856	243	0.005084950004	303	0.005116046737		
4	0.25191396583	64	0.017263877792	124	0.0097444849235	184	0.007159439670	244	0.005068851616	304	0.005105954714		
5	0.201883320954	65	0.017029431979	125	0.009681042793	185	0.007130819906	245	0.0050582890936	305	0.005095933765		
6	0.168499209485	66	0.016795781903	126	0.009618261922	186	0.007102516377	246	0.005037066281	306	0.00508383191		
7	0.144653230389	67	0.016570100886	127	0.009556482392	187	0.007074524005	247	0.005021375898	307	0.005076102301		
8	0.126768932775	68	0.016351081466	128	0.009495680731	188	0.007046837824	248	0.005005819413	308	0.0050606240413		
9	0.112859112812	69	0.016138434005	129	0.009435834195	189	0.007019452969	249	0.005790392057	309	0.0050556546855		
10	0.101731420203	70	0.015931885417	130	0.009376920740	190	0.006992364680	250	0.005775093220	310	0.005046870962		
11	0.092627092839	71	0.015731177999	131	0.009318918993	191	0.006965568296	251	0.005753926335	311	0.00503762679		
12	0.085040289681	72	0.015536068367	132	0.009261808232	192	0.006939059252	252	0.005744884055	312	0.005027719559		
13	0.078620812579	73	0.015346326471	133	0.009205563356	193	0.006912833079	253	0.005729966697	313	0.005018242763		
14	0.073118520310	74	0.015161734696	134	0.009150179864	194	0.006886885400	254	0.005715172843	314	0.005008831060		
15	0.068349975905	75	0.014982087036	135	0.009095623833	195	0.006861211928	255	0.005700501036	315	0.004999483828		
16	0.064177601638	76	0.014807188325	136	0.009041861898	196	0.006835808461	256	0.005685948843	316	0.004990200451		
17	0.060496191009	77	0.014636853535	137	0.008988936228	197	0.006810670886	257	0.005671517853	317	0.004980980322		
18	0.05723916743	78	0.014470907127	138	0.008936769511	198	0.006785795170	258	0.005657203677	318	0.004971822842		
19	0.054296178359	79	0.014309182453	139	0.008885364930	199	0.006761177364	259	0.005643005948	319	0.004962727418		
20	0.051661295471	80	0.014151521192	140	0.008834706152	200	0.006736813595	260	0.005628923319	320	0.004953693467		
21	0.049277234578	81	0.013997772846	141	0.008784777305	201	0.006712700668	261	0.005614954464	321	0.004944720411		
22	0.047110358612	82	0.013847794256	142	0.008735562965	202	0.006688833065	262	0.005601098077	322	0.004936967679		
23	0.045131794329	83	0.013701449162	143	0.008687048140	203	0.006665208939	263	0.005587352873	323	0.004926954709		
24	0.043318180090	84	0.013558607794	144	0.008639218253	204	0.006641824114	264	0.005573717585	324	0.004918160944		
25	0.041649720303	85	0.013419146488	145	0.008592059129	205	0.006618675088	265	0.005560190966	325	0.004909425836		
26	0.040109666374	86	0.013282947331	146	0.008545556983	206	0.006595758421	266	0.005546771787	326	0.004900748840		
27	0.038683750982	87	0.013149897832	147	0.008499698405	207	0.006573070744	267	0.005533458839	327	0.004892129422		
28	0.037389744997	88	0.013019890614	148	0.008454470345	208	0.006550608751	268	0.005520250929	328	0.004883567052		
29	0.036127106061	89	0.012892823125	149	0.008409660106	209	0.006528369199	269	0.005507148882	329	0.004875061208		
30	0.034976697467	90	0.012768597370	150	0.008365855328	210	0.006506348908	270	0.005494145542	330	0.004866611371		
31	0.033900651438	91	0.012647119662	151	0.008322443979	211	0.006484544757	271	0.005481245770	331	0.004858217032		

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則

32	0.032891734917	92	0.012528300390	152	0.008279614344	212	0.006462953685	272	0.005464846441	332	0.004849877687
33	0.031944098855	93	0.012412055793	153	0.008237355013	213	0.006441572687	273	0.005455744449	333	0.004841592838
34	0.0310622554090	94	0.012298297761	154	0.008195654873	214	0.006420398816	274	0.005433144704	334	0.004833661991
35	0.030214185809	95	0.012186656563	155	0.008154603098	215	0.006409429178	275	0.005406040131	335	0.004825184661
36	0.029417341343	96	0.012077946652	156	0.008113689141	216	0.006378660934	276	0.005418231670	336	0.004817060367
37	0.028666231366	97	0.011971202752	157	0.008073802720	217	0.006358091296	277	0.005405018278	337	0.004808988635
38	0.027934696428	98	0.011866654395	158	0.00803423816	218	0.006337717529	278	0.00539689927	338	0.004800968994
39	0.027279692294	99	0.011764324474	159	0.007995175662	219	0.006317536946	279	0.005381573601	339	0.004793000981
40	0.026638479149	100	0.011663879133	160	0.007956609734	220	0.006297546910	280	0.00536938302	340	0.004785084138
41	0.0260738534475	101	0.011565527045	161	0.007913835746	221	0.006277744831	281	0.005357595043	341	0.0047772018011
42	0.025447771246	102	0.011469119287	162	0.007880941640	222	0.006258128166	282	0.005345741854	342	0.004769402154
43	0.024894010511	103	0.011374989225	163	0.007843818581	223	0.006238694419	283	0.005333977777	343	0.004761636123
44	0.024365457782	104	0.011281912404	164	0.007807157949	224	0.006219441135	284	0.00532201868	344	0.004753919461
45	0.023860432522	105	0.011191006442	165	0.007770951332	225	0.006200365907	285	0.005310713195	345	0.004746251797
46	0.023377400327	106	0.0111014337359	166	0.007735190524	226	0.006181466367	286	0.0052993210840	346	0.004738632642
47	0.022914957383	107	0.011014337359	167	0.007699867512	227	0.006162740190	287	0.005287793900	347	0.004731061595
48	0.022471816857	108	0.010928478995	168	0.007664974476	228	0.006144185093	288	0.005276461480	348	0.004723538237
49	0.022046796966	109	0.010844210833	169	0.007630503779	229	0.006125798831	289	0.005265212700	349	0.004716062157
50	0.021638810469	110	0.010761489499	170	0.007596447966	230	0.0061057579199	290	0.005254046693	350	0.004708632946
51	0.021246855398	111	0.010680273185	171	0.007562799755	231	0.006089524030	291	0.005242962603	351	0.004701250201
52	0.020870006860	112	0.010600521575	172	0.00752952033	232	0.006071631195	292	0.005231950584	352	0.004693913523
53	0.020507409766	113	0.010542198779	173	0.007496697853	233	0.006053898600	293	0.005221036804	353	0.004686622518
54	0.020158272655	114	0.010465258573	174	0.0074646230426	234	0.0060368324187	294	0.005210194441	354	0.004678376796
55	0.019871860489	115	0.010369678238	175	0.007432143119	235	0.006018905936	295	0.005199426644	355	0.004672175972
56	0.01947492411	116	0.010295204503	176	0.0074004294507	236	0.006001641856	296	0.005183741735	356	0.004665019664
57	0.019184534243	117	0.010222419493	177	0.007369083083	237	0.005984529995	297	0.005178131803	357	0.004657907495
58	0.018882395814	118	0.010150689179	178	0.007338097824	238	0.005967568430	298	0.005167598112	358	0.004650839094
59	0.018590526966	119	0.010080170027	179	0.007307467618	239	0.005950755272	299	0.005157138933	359	0.004643814091
60	0.018308414216	120	0.010010843554	180	0.007271785545	240	0.005934088662	300	0.005146756389	360	0.004636832122

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年3.26パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.0027166666666666	61	0.017811482101	121	0.009708200728	181	0.007001420459	241	0.005660320225	301	0.004687951534
2	0.502038421283	62	0.017547326076	122	0.009640978122	182	0.006971629674	242	0.0056437151985	302	0.004687529916
3	0.335146082280	63	0.017291575400	123	0.009574858445	183	0.006942171023	243	0.005627324982	303	0.004687180879
4	0.251700219871	64	0.017043336870	124	0.009509815011	184	0.006913038088	244	0.005611037387	304	0.004686903707
5	0.201632948099	65	0.016803738330	125	0.009445821989	185	0.006884228569	245	0.005594887582	305	0.004686697690
6	0.16824971643	66	0.016570934833	126	0.0093832854367	186	0.006855734282	246	0.005578873854	306	0.004686562129
7	0.144413735367	67	0.016345098689	127	0.009320887921	187	0.006827551150	247	0.005562994550	307	0.004686496335
8	0.126522961701	68	0.016125923342	128	0.009259989184	188	0.006799674207	248	0.005547248041	308	0.004796499626
9	0.112625829775	69	0.015913118373	129	0.00919885417	189	0.006772098591	249	0.005531632727	309	0.004786571329
10	0.101500247064	70	0.015706411033	130	0.009140764581	190	0.006744819543	250	0.005516147029	310	0.004776710781
11	0.092357659237	71	0.015505543674	131	0.009082975308	191	0.006717832402	251	0.005500783839	311	0.004766917326
12	0.084812180069	72	0.015310272962	132	0.009025276881	192	0.006691132606	252	0.00548558309	312	0.004757190319
13	0.078383834485	73	0.015120368895	133	0.008986849202	193	0.006664715687	253	0.005470452258	313	0.004747529119
14	0.072892483143	74	0.014935613905	134	0.008913272777	194	0.006638577267	254	0.005454569766	314	0.004737933098
15	0.068124727194	75	0.014755802028	135	0.008858528685	195	0.006612713062	255	0.005440609379	315	0.004728401632
16	0.063953017499	76	0.014580738138	136	0.008804585866	196	0.006587118873	256	0.005425868664	316	0.004718934108
17	0.060272169424	77	0.014410237247	137	0.008751464593	197	0.006561790584	257	0.005411249210	317	0.004709529917
18	0.050700372697	78	0.014244123854	138	0.008699109456	198	0.006536724167	258	0.005396746630	318	0.004700188462
19	0.054073040262	79	0.014082231343	139	0.008647516346	199	0.006511915671	259	0.005382360555	319	0.004690909150
20	0.051438502472	80	0.013924401430	140	0.008596668930	200	0.006487361226	260	0.005368089641	320	0.004681691398
21	0.049054931521	81	0.013770483645	141	0.008546551342	201	0.006463057038	261	0.005353932561	321	0.004672534628
22	0.046888104655	82	0.013620334860	142	0.008497148160	202	0.006438998390	262	0.005329888011	322	0.004663438270
23	0.044909719906	83	0.013473818845	143	0.008448443955	203	0.006415184635	263	0.0053259954705	323	0.004654401762
24	0.043096311131	84	0.013380805857	144	0.0084004025475	204	0.006391609200	264	0.005312131377	324	0.004645424548
25	0.041427995653	85	0.013191172256	145	0.008353077228	205	0.006368269581	265	0.005298416781	325	0.004636506079
26	0.039838059358	86	0.013054500157	146	0.008306385872	206	0.006345162342	266	0.005284809689	326	0.004627646182
27	0.038462237891	87	0.012921577090	147	0.008260337999	207	0.00632284114	267	0.005271308891	327	0.004618843213
28	0.037113830462	88	0.012791396702	148	0.008214920563	208	0.006299631592	268	0.005257913196	328	0.004610097752
29	0.035905719506	89	0.012664153463	149	0.008170120870	209	0.006277201534	269	0.005244621429	329	0.004601408906
30	0.034755347615	90	0.012539752397	150	0.008125925663	210	0.0062544990761	270	0.005231432435	330	0.004592776159
31	0.033679232863	91	0.012418098840	151	0.008082325612	211	0.006232996152	271	0.005218345073	331	0.004584199001

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則

32	0.032670413644	92	0.012299103196	152	0.008039306306	212	0.006211214648	272	0.005205358222	332	0.004575676928
33	0.031722772178	93	0.012182679725	153	0.007969557236	213	0.006189643245	273	0.005192470775	333	0.004567209442
34	0.030830910429	94	0.0120687466333	154	0.007954967294	214	0.006168278996	274	0.005179681641	334	0.004559045601
35	0.029900047274	95	0.0119567223386	155	0.007913625655	215	0.006147119009	275	0.005165989748	335	0.00455082670
36	0.029195932830	96	0.011838035824	156	0.007872821774	216	0.006126160445	276	0.0051543934036	336	0.004542129617
37	0.02844776659	97	0.011741116495	157	0.007832545372	217	0.006105400518	277	0.005141893461	337	0.004533875618
38	0.027733187316	98	0.011636588996	158	0.007792786434	218	0.006084536492	278	0.005129486996	338	0.004525673805
39	0.027058121198	99	0.011533789524	159	0.007753535193	219	0.006064465682	279	0.005117173627	339	0.004517523713
40	0.026416839061	100	0.011433254238	160	0.007714782129	220	0.006044285452	280	0.005104952354	340	0.004509424855
41	0.025806868904	101	0.011334721822	161	0.007676517957	221	0.006024233213	281	0.005092822193	341	0.004501376869
42	0.025225974157	102	0.011238133368	162	0.007638733622	222	0.006004486423	282	0.005080782173	342	0.004493379216
43	0.024672126300	103	0.011143432252	163	0.007601420290	223	0.005984862585	283	0.005068831337	343	0.004485431485
44	0.024143481225	104	0.011050564031	164	0.007564569344	224	0.005965419247	284	0.005056968741	344	0.004477533239
45	0.023638358745	105	0.010959476335	165	0.007528172376	225	0.005946154001	285	0.005045193453	345	0.004469684045
46	0.023155224776	106	0.010870118770	166	0.007492221778	226	0.005927064462	286	0.005033504558	346	0.004461833477
47	0.022692675794	107	0.010782443825	167	0.007456707742	227	0.005908148364	287	0.005021901150	347	0.004454131113
48	0.022249425237	108	0.010696401787	168	0.007421624248	228	0.005889403365	288	0.005010382336	348	0.004446426536
49	0.021824291565	109	0.010611950658	169	0.007386963063	229	0.005870827241	289	0.004998947238	349	0.004438769333
50	0.021416187764	110	0.010529046073	170	0.007352716733	230	0.005852417788	290	0.004987594987	350	0.004431159097
51	0.021024112076	111	0.010447646233	171	0.007318877977	231	0.005834172839	291	0.004976324728	351	0.004423535424
52	0.020674139799	112	0.010387710830	172	0.007285439684	232	0.005816090266	292	0.004965135616	352	0.004416077916
53	0.02024416022	113	0.01028920984	173	0.007252394910	233	0.005798167976	293	0.004954028820	353	0.00440806179
54	0.019955149160	114	0.010212079178	174	0.007219736866	234	0.005780403913	294	0.004942497517	354	0.0044001178924
55	0.01958605197	115	0.010136398201	175	0.007187458923	235	0.005762796055	295	0.004932046983	355	0.004393778624
56	0.019274102545	116	0.010061556090	176	0.007155554598	236	0.005745342414	296	0.004921174164	356	0.004385461752
57	0.018961007458	117	0.009988686077	177	0.007124017558	237	0.005728041037	297	0.004910378526	357	0.004379169219
58	0.018638729879	118	0.00991676841611	178	0.007092841611	238	0.005710890003	298	0.0048985026	358	0.004371920582
59	0.018366719765	119	0.0098460665952	179	0.007062020703	239	0.005693387423	299	0.004889015437	359	0.004364715443
60	0.018084463743	120	0.00977655837	180	0.007031548915	240	0.005677031439	300	0.004878446463	360	0.004357553440

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年2.76パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.002300000000	61	0.017589139032	121	0.009477174396	181	0.006760683515	241	0.00549728153	301	0.004607572341
2	0.50172566490	62	0.017324864599	122	0.009409793642	182	0.006730728760	242	0.005497993886	302	0.004592958879
3	0.33486740871	63	0.017068993782	123	0.009343515613	183	0.006701106109	243	0.005376404848	303	0.004586477886
4	0.251439151224	64	0.016821132659	124	0.009278313631	184	0.006671810145	244	0.005359953300	304	0.004576038844
5	0.201332113565	65	0.016580911551	125	0.009214161868	185	0.006642933571	245	0.005343839554	305	0.004565671085
6	0.168010901900	66	0.016347983184	126	0.009151035320	186	0.00661477201	246	0.005327461869	306	0.004555373790
7	0.14417447944	67	0.016122020117	127	0.009088097672	187	0.006585829622	247	0.005311418651	307	0.004545146310
8	0.126297217556	68	0.015902171716	128	0.009027761748	188	0.006557788888	248	0.005295508253	308	0.004534987962
9	0.112382082879	69	0.015688783765	129	0.008967565827	189	0.006530049119	249	0.005279729073	309	0.004524898076
10	0.101269359200	70	0.015482946190	130	0.008908308072	190	0.006502605896	250	0.005264079536	310	0.004514875988
11	0.092168433681	71	0.015281947397	131	0.008849969019	191	0.006475453561	251	0.00524858092	311	0.004504921043
12	0.084584413831	72	0.015086544102	132	0.008792500654	192	0.006448590551	252	0.005233163214	312	0.004495032595
13	0.078167228758	73	0.014896506354	133	0.008735912886	193	0.006422009400	253	0.005217893402	313	0.004485210004
14	0.072666847307	74	0.014711616628	134	0.008680176222	194	0.006395706733	254	0.005202747176	314	0.004475452642
15	0.067899908754	75	0.014531669002	135	0.008625271749	195	0.006369678265	255	0.005187723083	315	0.004465759887
16	0.063728892555	76	0.014356468394	136	0.008571811108	196	0.006343919797	256	0.005172819680	316	0.004456131123
17	0.060048635940	77	0.014185239854	137	0.008517886477	197	0.006318427217	257	0.005158035588	317	0.004446565744
18	0.05677745644	78	0.014019577915	138	0.008465370550	198	0.006293196495	258	0.005143369387	318	0.004437066215
19	0.053850448038	79	0.013857545999	139	0.008413616521	199	0.006268229634	259	0.005128819722	319	0.004427622756
20	0.051216284216	80	0.013699575852	140	0.008362608062	200	0.006243509193	260	0.005114385248	320	0.004418243971
21	0.048833035067	81	0.013545517038	141	0.008312329308	201	0.006219036390	261	0.005100066368	321	0.004408926220
22	0.04666484951	82	0.013395226459	142	0.008262764843	202	0.006194814397	262	0.005085856590	322	0.004396696935
23	0.044688368778	83	0.013248567913	143	0.008213899681	203	0.006170835291	263	0.005071759817	323	0.004390471552
24	0.042875132302	84	0.013105411682	144	0.008165719251	204	0.006147095499	264	0.005057773054	324	0.004383133516
25	0.041206989960	85	0.012965634156	145	0.008118209387	205	0.006123591516	265	0.005043895056	325	0.004372254279
26	0.039867200120	86	0.012829217471	146	0.008067135308	206	0.006100319190	266	0.005030124594	326	0.004362323299
27	0.038241501391	87	0.012695749183	147	0.008025145610	207	0.00607727310	267	0.005016460469	327	0.004354270039
28	0.036971669726	88	0.012565421961	148	0.007979657250	208	0.006054460413	268	0.005002901461	328	0.004345363972
29	0.035685167152	89	0.01243803294	149	0.007934605536	209	0.006031865978	269	0.004989446425	329	0.004336514575
30	0.034543860757	90	0.012313485232	150	0.007890249114	210	0.006009490826	270	0.004976094197	330	0.004327721332
31	0.033458796074	91	0.012191684125	151	0.007846485958	211	0.005987331839	271	0.004962843636	331	0.004318983733

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則

32	0.032450012939	92	0.012072540400	152	0.007803304358	212	0.005965385957	272	0.004949693621	332	0.004310301275
33	0.031502294848	93	0.01195566332	153	0.007760692909	213	0.005493650178	273	0.004936643046	333	0.004301673459
34	0.030610544885	94	0.011841888847	154	0.007718840504	214	0.005922121554	274	0.004923690821	334	0.004293099794
35	0.029799682923	95	0.011730214325	155	0.007677136332	215	0.005900797196	275	0.004910835872	335	0.004284579795
36	0.028975559961	96	0.011620878424	156	0.007636169819	216	0.005879674264	276	0.004898077142	336	0.004276112981
37	0.028224386350	97	0.011513808905	157	0.007595730720	217	0.005858749973	277	0.004885413566	337	0.004267698879
38	0.027512771350	98	0.011408921482	158	0.007555809010	218	0.005838021589	278	0.004872844178	338	0.004259337018
39	0.026837671991	99	0.011306176666	159	0.007516594926	219	0.005817486427	279	0.004860367905	339	0.004251028937
40	0.026196349599	100	0.011205489627	160	0.007474789950	220	0.005797141852	280	0.004847983766	340	0.004242768177
41	0.025566332687	101	0.01110630564	161	0.0074339051798	221	0.005776985275	281	0.004835690778	341	0.004234560286
42	0.025005385149	102	0.0111010064080	162	0.007401104418	222	0.005757014155	282	0.004823487971	342	0.004226402818
43	0.024451478888	103	0.010915120065	163	0.007363629799	223	0.005737225997	283	0.004811374387	343	0.004218295329
44	0.023922770179	104	0.010822188587	164	0.007326613864	224	0.005717618348	284	0.004793949083	344	0.004210237383
45	0.023417579185	105	0.010730947285	165	0.0072900053668	225	0.005698188801	285	0.004775553607	345	0.004202228550
46	0.022934372142	106	0.010641435778	166	0.007253839185	226	0.005678354992	286	0.004775553607	346	0.004194268401
47	0.022471745816	107	0.010553605664	167	0.007218262409	227	0.005659854596	287	0.004763793613	347	0.004186356515
48	0.022028413914	108	0.010467409941	168	0.007183015521	228	0.005640945331	288	0.004752112257	348	0.004178492476
49	0.021603195141	109	0.010382803919	169	0.007148190891	229	0.005622204955	289	0.004740514657	349	0.004170675871
50	0.021195002710	110	0.010299744144	170	0.007113781065	230	0.005603631262	290	0.004728989947	350	0.004162906293
51	0.020802835071	111	0.010218188825	171	0.00707978765	231	0.005585222089	291	0.004717567272	351	0.004155183338
52	0.020425767715	112	0.010138097663	172	0.007046176883	232	0.005566975307	292	0.004706215787	352	0.004147506610
53	0.020062945908	113	0.010059437786	173	0.007012963473	233	0.005548886823	293	0.004694944660	353	0.004139875713
54	0.019713578229	114	0.009982153685	174	0.006980416752	234	0.005530980582	294	0.004683753072	354	0.004132290259
55	0.019376930818	115	0.009906227156	175	0.006947705088	235	0.005513188562	295	0.00467240211	355	0.004124749863
56	0.019052322229	116	0.009831617245	176	0.006915637004	236	0.005495570778	296	0.004651605279	356	0.004117254144
57	0.018739118840	117	0.009758290191	177	0.006883936165	237	0.005478105276	297	0.004650647488	357	0.004109802726
58	0.018456730725	118	0.009686213377	178	0.006852956382	238	0.005460790135	298	0.004649796601	358	0.004102396237
59	0.018144607955	119	0.009615355285	179	0.006821611603	239	0.005443623467	299	0.004628960230	359	0.004095031310
60	0.017862237261	120	0.009545855445	180	0.006790975909	240	0.005426603415	300	0.004618229240	360	0.004087710579

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則

32	0.032230533573	92	0.011848618289	152	0.007571631905	212	0.005725525588	272	0.004701571509	332	0.004053958396
33	0.0312929267672	93	0.011731926073	153	0.007528885859	213	0.005703653245	273	0.004688383366	333	0.004045194301
34	0.0303031158305	94	0.0116717229293	154	0.007486698761	214	0.005681987042	274	0.004661529356	334	0.00403484387
35	0.02950326340	95	0.0115605930268	155	0.007445059790	215	0.00566025087	275	0.004626291096	335	0.004027828167
36	0.028756223661	96	0.011396472750	156	0.007403653406	216	0.005639264544	276	0.004649403838	336	0.004019225162
37	0.028005061407	97	0.011289278156	157	0.007363838337	217	0.005618202628	277	0.004636603769	337	0.004010674897
38	0.02753449542	98	0.011184277213	158	0.007323327568	218	0.005597336605	278	0.00462389862	338	0.004002176904
39	0.026618345729	99	0.011081804447	159	0.007283778340	219	0.005576663791	279	0.004611283103	339	0.003993730720
40	0.025977011864	100	0.010980593042	160	0.007244727136	220	0.005556181552	280	0.004598761495	340	0.003985335888
41	0.025366976974	101	0.010881784709	161	0.0072061634676	221	0.005535587299	281	0.004586531053	341	0.003976991955
42	0.024786005419	102	0.010784919564	162	0.007168081907	222	0.005515778492	282	0.004573990807	342	0.003968698475
43	0.024232069523	103	0.010689941009	163	0.007130470002	223	0.005495852636	283	0.004561739801	343	0.003960455005
44	0.023703325945	104	0.010596794622	164	0.007093203046	224	0.005476107279	284	0.004549577091	344	0.003952261110
45	0.023198095197	105	0.010505428055	165	0.007056624534	225	0.005456540016	285	0.004537501747	345	0.003944116357
46	0.022714635833	106	0.010415790935	166	0.007020374364	226	0.005437146462	286	0.004525512853	346	0.003936020321
47	0.022252168914	107	0.010327834774	167	0.006984661830	227	0.005417930353	287	0.004513609504	347	0.003927972580
48	0.021808784411	108	0.010241512877	168	0.006949179117	228	0.005398883348	288	0.004501790809	348	0.003919972716
49	0.021383509278	109	0.010156780263	169	0.006914218594	229	0.005380005224	289	0.004490055890	349	0.003912020318
50	0.020975256952	110	0.010073593590	170	0.006879672811	230	0.005361293779	290	0.004478403878	350	0.003904114979
51	0.020583026091	111	0.009991911073	171	0.006845534491	231	0.005342746847	291	0.004466833919	351	0.003896256297
52	0.020205892380	112	0.009911692423	172	0.00681196526	232	0.005324362300	292	0.004455345169	352	0.003888443872
53	0.019833001263	113	0.00983289875	173	0.006778451974	233	0.005306138047	293	0.004443936797	353	0.003880677312
54	0.019438561483	114	0.009755492630	174	0.006744594051	234	0.005288072034	294	0.004432807981	354	0.003872956228
55	0.019156839332	115	0.009679379790	175	0.006712916129	235	0.005270162239	295	0.004421357913	355	0.003865280234
56	0.018852153507	116	0.009614699306	176	0.006680714730	236	0.005252406676	296	0.004410185794	356	0.003857646957
57	0.018518870517	117	0.009531243432	177	0.006648874523	237	0.005234803392	297	0.004399090836	357	0.00385062002
58	0.018216400560	118	0.009459037550	178	0.006617598319	238	0.005217350468	298	0.00438722822	358	0.003842519016
59	0.017924193820	119	0.009388050152	179	0.006586277067	239	0.005200046015	299	0.004377129305	359	0.003835019624
60	0.017647137136	120	0.009318250774	180	0.006555504851	240	0.005182888178	300	0.004366261209	360	0.003827563463

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年1.76パーセント

回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率	回数	賦金率
1	1.001466666666	61	0.017149720226	121	0.009025518396	181	0.006294629981	241	0.004928833366	301	0.004111771632		
2	0.501100268691	62	0.016885295062	122	0.008857906077	182	0.006264429837	242	0.004911852648	302	0.004100940101		
3	0.334311588785	63	0.016629270031	123	0.008891396049	183	0.006234561693	243	0.004895013115	303	0.004090181225		
4	0.250917338395	64	0.016381251374	124	0.008825961642	184	0.006205020136	244	0.004878313061	304	0.004079494286		
5	0.200880859813	65	0.016140869568	125	0.008761577043	185	0.006175799870	245	0.004861750778	305	0.004068785758		
6	0.167523267133	66	0.015907777482	126	0.008698217255	186	0.006146395712	246	0.004845324555	306	0.004058533401		
7	0.143664663398	67	0.015681648710	127	0.008635858071	187	0.006118302591	247	0.004829032830	307	0.004047858065		
8	0.125826410629	68	0.015462176049	128	0.008574476038	188	0.006090015543	248	0.004812873866	308	0.004037451892		
9	0.111927518169	69	0.015249070100	129	0.008514048432	189	0.006062029711	249	0.004794864152	309	0.004027114208		
10	0.100808440026	70	0.015042058006	130	0.008454553227	190	0.006034340337	250	0.004780943054	310	0.004016844351		
11	0.091711045023	71	0.014840882279	131	0.008395969071	191	0.006006942766	251	0.004765175042	311	0.004006641667		
12	0.084129912374	72	0.014645299737	132	0.008338275258	192	0.005979832438	252	0.004749534592	312	0.003996505509		
13	0.077715135382	73	0.014450805233	133	0.008281451705	193	0.005953004887	253	0.004734016202	313	0.003986435240		
14	0.072216780692	74	0.014270007205	134	0.008225478927	194	0.005926455741	254	0.004718621386	314	0.003976430230		
15	0.067451563844	75	0.014089873946	135	0.008170338020	195	0.005900180716	255	0.004703348719	315	0.003966489858		
16	0.063282021491	76	0.013914485744	136	0.008116010632	196	0.005874175617	256	0.004688196739	316	0.003956613509		
17	0.059603034606	77	0.013743657727	137	0.008062478949	197	0.005848436332	257	0.004673164049	317	0.003946800577		
18	0.05632843943	78	0.01357714503	138	0.008009725674	198	0.00582958835	258	0.004658249260	318	0.003937050465		
19	0.053406902730	79	0.013414988560	139	0.007957340005	199	0.005797739178	259	0.004643451007	319	0.003927362581		
20	0.050773735750	80	0.013256824713	140	0.007906487623	200	0.00572773493	260	0.004628767944	320	0.003917736342		
21	0.04830154684	81	0.01310256587	141	0.007856597067	201	0.005748057991	261	0.004614193749	321	0.003908171171		
22	0.046225144725	82	0.012952081145	142	0.007806167736	202	0.005723588955	262	0.00459742116	322	0.00389866499		
23	0.044247590337	83	0.012806223240	143	0.007757063840	203	0.005698362742	263	0.004588922176	323	0.003889221765		
24	0.042434847073	84	0.012661866211	144	0.007708644420	204	0.005673575782	264	0.004571161421	324	0.003879836413		
25	0.040767137599	85	0.012521886996	145	0.007660895314	205	0.005651624574	265	0.004557034850	325	0.003870509894		
26	0.039227727247	86	0.012385166283	146	0.007613802748	206	0.005628105683	266	0.004543015819	326	0.003861241668		
27	0.037802360557	87	0.012251593175	147	0.007567353323	207	0.005604815742	267	0.004529103122	327	0.003852031199		
28	0.036478818567	88	0.012121058844	148	0.007521534003	208	0.005581751450	268	0.004515295567	328	0.003842877959		
29	0.035246567687	89	0.011993463944	149	0.007476332100	209	0.005558909568	269	0.004501591982	329	0.003833781426		
30	0.034096478804	90	0.011868707443	150	0.007431735266	210	0.005536786917	270	0.004487991212	330	0.003824741094		
31	0.033020600759	91	0.011746696773	151	0.007387731480	211	0.005513380380	271	0.004474492118	331	0.003815756424		

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則

32	0.032011976285	92	0.0116274242396	152	0.007344309036	212	0.005491686900	272	0.004461093578	332	0.00306826942
33	0.031064491421	93	0.011510556825	153	0.007301455636	213	0.005469703475	273	0.004447794488	333	0.003797952142
34	0.030127251495	94	0.01139626162877	154	0.007259162877	214	0.005447927161	274	0.004434593758	334	0.00375493758
35	0.029331978370	95	0.011284278193	155	0.007217417242	215	0.005426355067	275	0.004421490316	335	0.003780364626
36	0.02857924812	96	0.0111742927633	156	0.007176203092	216	0.005404983357	276	0.00440383103	336	0.003771650945
37	0.027786802747	97	0.011067338534	157	0.007135528157	217	0.005383812246	277	0.004395571077	337	0.003762990014
38	0.027075222848	98	0.01096244635	158	0.007095464425	218	0.005362836002	278	0.00438205212	338	0.003754381367
39	0.026400143409	99	0.010859476478	159	0.007055708139	219	0.005342052941	279	0.004370022493	339	0.003745824539
40	0.025758826895	100	0.010758571259	160	0.007016549784	220	0.005321460429	280	0.004357393924	340	0.003737319073
41	0.025148802848	101	0.010659367702	161	0.006977880080	221	0.005301055878	281	0.004344854520	341	0.0037228664518
42	0.024567836093	102	0.010562706935	162	0.006939689980	222	0.005280836750	282	0.004320041341	342	0.003712106357
43	0.024013899375	103	0.010467632372	163	0.006901970655	223	0.005260800548	283	0.0043020041341	343	0.00371006357
44	0.023485149738	104	0.010374388603	164	0.006864713495	224	0.005240944823	284	0.004307767668	344	0.003703801873
45	0.022979908043	105	0.010282926291	165	0.006827910094	225	0.005221267169	285	0.004295581360	345	0.003695546544
46	0.022426641153	106	0.010193192074	166	0.006791552254	226	0.005201765222	286	0.004283481503	346	0.003687338942
47	0.022033946450	107	0.010105138471	167	0.006755631970	227	0.005182436659	287	0.004271467192	347	0.003679181648
48	0.021590538144	108	0.010018718800	168	0.006720141428	228	0.005163279198	288	0.004259537536	348	0.003671071243
49	0.021165235443	109	0.009933888090	169	0.006685072999	229	0.005144290599	289	0.004247691655	349	0.003663008316
50	0.020756952012	110	0.009850630004	170	0.006650419235	230	0.005125468658	290	0.004236928634	350	0.003654992460
51	0.02034686717	111	0.009768821770	171	0.006616172860	231	0.005106811212	291	0.004224247767	351	0.003647023273
52	0.019987515434	112	0.009688504106	172	0.00658226769	232	0.005088316132	292	0.004212648061	352	0.003639100357
53	0.01964583785	113	0.009609811155	173	0.006548874019	233	0.00506981328	293	0.004201127635	353	0.003631223318
54	0.019275100680	114	0.009552105424	174	0.006515607830	234	0.005051804744	294	0.004189688968	354	0.003623391768
55	0.01893832561	115	0.009456507026	175	0.006483121574	235	0.005035784362	295	0.004179827950	355	0.003615605321
56	0.018613598263	116	0.009381112120	176	0.006450808774	236	0.005015915195	296	0.004167044865	356	0.003607665386
57	0.018300264441	117	0.009307558560	177	0.006418863102	237	0.004998204292	297	0.004155838983	357	0.003600166223
58	0.01799741402	118	0.009235243342	178	0.006387278369	238	0.004880640731	298	0.004144709468	358	0.003592512823
59	0.017705479449	119	0.009164161062	179	0.006356048526	239	0.004863225627	299	0.004133685574	359	0.003584903032
60	0.017422965527	120	0.009094260563	180	0.006325167658	240	0.004845597124	300	0.004122676544	360	0.003577338455

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則

32	0.031794341782	92	0.011408717494	152	0.007121352469	212	0.005263908354	272	0.004228343433	332	0.003569054235
33	0.030846966835	93	0.011291870882	153	0.007078421951	213	0.005241842877	273	0.004214960891	333	0.00360095567
34	0.029955525226	94	0.011177512321	154	0.007036050163	214	0.005219984474	274	0.004201676697	334	0.003651191088
35	0.029114639813	95	0.011066565239	155	0.006994226289	215	0.005198330254	275	0.004188489778	335	0.003642340311
36	0.028320564246	96	0.010955483411	156	0.006952939791	216	0.005176877383	276	0.004175399076	336	0.003633542758
37	0.027596911240	97	0.010848595436	157	0.006912180404	217	0.005155623075	277	0.004162403549	337	0.003624797953
38	0.026838092172	98	0.010743435278	158	0.006871938118	218	0.005134664600	278	0.004149602170	338	0.003616105430
39	0.026183065970	99	0.010640401421	159	0.006832203175	219	0.005113699273	279	0.004136693927	339	0.003607464725
40	0.025547195668	100	0.010539430076	160	0.006792965064	220	0.005093024462	280	0.004123977822	340	0.00359875381
41	0.024931811323	101	0.010440459980	161	0.006754217508	221	0.005072537580	281	0.004111352870	341	0.003590386946
42	0.024350878223	102	0.010343432272	162	0.006715948460	222	0.005052236087	282	0.004098818103	342	0.003481848974
43	0.023766969538	103	0.010248290378	163	0.006678150094	223	0.005032117489	283	0.004086372564	343	0.003473411022
44	0.023268242694	104	0.010154979901	164	0.006640813800	224	0.005012179337	284	0.004074015311	344	0.003465022656
45	0.022763018900	105	0.0100653448512	165	0.006603931177	225	0.004992419225	285	0.004061745414	345	0.003456683444
46	0.022279765350	106	0.009973645861	166	0.006567494027	226	0.004972834789	286	0.004049561957	346	0.003448392958
47	0.021817079688	107	0.009885523479	167	0.006531494345	227	0.004953423708	287	0.004037464036	347	0.003440150779
48	0.021373676420	108	0.009799034691	168	0.006495924321	228	0.004934183700	288	0.004025450761	348	0.003431956490
49	0.020948374991	109	0.009714134536	169	0.006460776328	229	0.004915112525	289	0.004013521252	349	0.003423809678
50	0.020540089292	110	0.009630778688	170	0.006426042917	230	0.004896207980	290	0.004001674643	350	0.003415709938
51	0.020147818397	111	0.009548328381	171	0.006391716815	231	0.004877467901	291	0.003989910080	351	0.003407656866
52	0.019770638375	112	0.009468540342	172	0.006357790919	232	0.004858690162	292	0.003978226718	352	0.003399650064
53	0.01940765025	113	0.009389276024	173	0.006324258287	233	0.004840472671	293	0.003966627828	353	0.00391689141
54	0.019058197422	114	0.009312000040	174	0.00629112141	234	0.004822213376	294	0.003955100288	354	0.00389373706
55	0.018721412160	115	0.00925774112	175	0.006258345853	235	0.004804110255	295	0.003943655590	355	0.003875909375
56	0.018336658222	116	0.009160364004	176	0.006223652948	236	0.004786161324	296	0.003932283856	356	0.00386077769
57	0.01808302379	117	0.009087235979	177	0.006193927101	237	0.004768364631	297	0.003920992937	357	0.003850595210
58	0.017780755076	118	0.009014557439	178	0.006162262122	238	0.004750718257	298	0.003907186018	358	0.003845258229
59	0.01748466726	119	0.0089430951964	179	0.006130951964	239	0.004733220315	299	0.003898649413	359	0.00384468556
60	0.017205024380	120	0.008873123872	180	0.006099990714	240	0.004715586950	300	0.003887583664	360	0.003837215129

本表……部改正平成10年6月諸改4の10号・12年9月4の9号・14年6月1諸文科高232号・令和元年9月元受文科高564号・5年6月5文科高457号]

附則別表第 5（附則第 8 項関係）

特例住宅貸付 利率 年1.26パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008873723872	0.00609990714	0.004715868950	0.003337215129

特例住宅貸付 利率 年1.25パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008869348418	0.006095539961	0.004711337319	0.003332516839

特例住宅貸付 利率 年1.00パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008760412137	0.005984945145	0.004598943069	0.003216395204

特例住宅貸付 利率 年0.75パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008652341892	0.005875647796	0.004488275748	0.003102850965

特例住宅貸付 利率 年0.50パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008545138334	0.005767649596	0.004379338916	0.002991895072

特例住宅貸付 利率 年0.25パーセント

償還回数	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.008438802003	0.005660951864	0.004272135275	0.002883535611

本表…追風〔令和5年6月5文科高457号〕

附則別表第 6（附則第 8 項関係）

特例住宅貸付（半年償還）利率 年1.26パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.053094804961	0.053373260309	0.053317569240	0.053261878170	0.053206187101	0.053150496031
30回	0.036496677372	0.036687078707	0.036648798440	0.036610518173	0.036572237906	0.036533957639
40回	0.028212454038	0.028360414064	0.028330822059	0.028301230054	0.028271638048	0.028242046043
60回	0.019961783194	0.020066472631	0.020045534744	0.020024596856	0.020003658969	0.019982721081

特例住宅貸付（半年償還）利率 年1.25パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.053069854645	0.053345972515	0.053290748941	0.053235525367	0.053180301793	0.053125078219
30回	0.036469937594	0.036659687529	0.036621737542	0.036583787555	0.036545837568	0.036507887581
40回	0.028186063167	0.028332712819	0.02830382889	0.028274052959	0.028244723028	0.028215393098
60回	0.019934232505	0.020037948595	0.020017205377	0.019996462159	0.019975718941	0.019954975723

特例住宅貸付（半年償還）利率 年1.00パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.052448100256	0.052666452047	0.052622781689	0.052579111331	0.052535440973	0.052491770614
30回	0.035829752085	0.035978918413	0.035949085148	0.035919251882	0.03589418616	0.035859583351
40回	0.027530902071	0.02764518649	0.027622595333	0.027599672017	0.027576748702	0.027553825386
60回	0.019252648952	0.019332801529	0.019316771014	0.019300740498	0.019284709983	0.019268679467

特別住宅貸付（半年償還）利率 年0.75パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.051830214742	0.051992082995	0.051959709344	0.051927335694	0.051894962043	0.051862588392
30回	0.035195958796	0.035305877468	0.035283893733	0.035261909999	0.035239926264	0.035217942530
40回	0.026884653550	0.026968615616	0.026951823202	0.026935030789	0.026918238376	0.026901445963
60回	0.018584977463	0.018643019241	0.018631410885	0.018619802530	0.018608194174	0.018596585818

特別住宅貸付（半年償還）利率 年0.50パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.051216221205	0.051322877225	0.051301546021	0.051280214817	0.051258883613	0.051237552409
30回	0.034568598783	0.034640586702	0.034626189118	0.034611791534	0.034597393951	0.034582996367
40回	0.026247381601	0.026302040871	0.026291109017	0.026280177163	0.026269245309	0.026258313455
60回	0.017931349245	0.017968690664	0.017961222380	0.017953754096	0.017946285812	0.017938817529

特別住宅貸付（半年償還）利率 年0.25パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.050606142255	0.050658846006	0.050648305256	0.050637764506	0.050627223756	0.050616683005
30回	0.033947711214	0.033983066048	0.033975995081	0.033968924114	0.033961853148	0.033954782181
40回	0.025619145559	0.025645826611	0.025640490400	0.025635154190	0.025629817980	0.025624481769
60回	0.017291879432	0.017309888054	0.017306286330	0.017302684605	0.017299082881	0.017295481156

附則別表第七（附則第九項関係）

預託金利率	特例住宅貸付に係る貸付金の利率
年一・〇〇％を超え	年一・二五％
年一・二六％未満	
年〇・七五％を超え	年一・〇〇％
年一・〇〇％以下	
年〇・五〇％を超え	年〇・七五％
年〇・七五％以下	
年〇・二五％を超え	年〇・五〇％
年〇・五〇％以下	
年〇・二五％以下	年〇・二五％

本表：追加（令和五年六月五文科高四五七号）

附 則 〔平成一〇年六月二四日 諸政第四の一〇号〕

- 1 この改正規定は、平成十年七月一日から実施する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、平成十年一月一日から実施する。
- 2 改正後の私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「改正後の規則」という。）附則第九項及び第十二項並びに別表第一から第四までの規定は、平成十年七月一日前に貸し付けた貸付金（改正後の規則附則第十五項の規定の適用を受ける貸付金を除く。）の同日以後の利息の算定の基礎となる利率についても適用し、当該貸付金の同日前の利息の算定の基礎となる利率については、なお従前の例による。

附 則 〔平成一二年九月二九日 諸政第四の九号〕

- 1 この改正規定は、平成十二年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 実施日前に貸し付けた貸付金の償還については、なお従前の例による。

附 則 〔平成一二年二月二七日 諸政第四の一四号〕

この改正規定は、平成十三年一月六日から実施する。

附 則 〔平成一三年三月三〇日 一三諸文科高第二六〇号〕

この改正規定は、平成十三年四月一日から実施する。

附 則 〔平成一四年三月二九日 一三諸文科高第二四五号〕

この改正規定は、平成十四年四月一日から実施する。

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則（平一四—令元）

一八九四

附則 【平成一四年六月二八日 一四諸文科高第「三三三号」】

1 この改正規定は、平成十四年七月一日から実施する。

2 改正後の私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「改正後の規則」という。）附則第九項及び第十二項並びに別表第一から第四

までの規定は、平成十四年七月一日前に貸し付けた貸付金（改正後の規則附則第十五項の規定の適用を受ける貸付金を除く。）の同日以後の利息の算定の基礎となる利率についても適用し、当該貸付金の同日前の利息の算定の基礎となる利率については、なお従前の例による。

附則 【平成一八年九月二九日 一八諸文科高第「二六五号」】

この改正規定は、平成十八年十月一日から実施する。

附則 【平成一九年三月三〇日 一八諸文科高第「四〇三号」】

この改正規定は、平成十九年四月一日から実施する。

附則 【平成一九年九月二八日 一九諸文科高第「三八号」】

この改正規定は、平成十九年十月一日から実施する。

附則 【平成二〇年三月三十一日 一九諸文科高第「四〇八号」】

この改正規定は、平成二十年四月一日から実施する。

附則 【平成二三年四月二八日 二三受文科高第「三〇七号」】

1 この改正規定は、平成二十三年四月二十八日から実施する。

2 改正後の附則第九項、第十一項及び第十二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に発生した激甚災害により被災した加入者

に對して行う特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長から適用し、同日前に発生した激甚災害により被災した加入者に対して行う特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長については、なお従前の例による。

附則 【平成二七年九月三〇日 二七受文科高第「三四二号」】

1 この改正規定は、平成二十七年十月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2 当分の間、貸付けの申込み日の属する月までの引き続く年金等加入者期間を有する者であつて当該年金等加入者期間に引き続く長期加入者期間（改正前の私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「規則」という。）第五条第一項第二号に規定する長期加入者期間をいう。）を有するものについては、当該長期加入者期間を年金等加入者期間とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

3 実施日において現に存する改正前の様式第一号、第六号及び第十五号の用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができ。

附則 【令和元年九月一日 元受文科高第「五六四号」】

1 この改正規定は、令和元年十一月一日（以下「実施日」という。）から実施する。

2 改正後の私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「規則」とい

う。) 附則第五項及び附則別表第一から附則別表第四までの規定は、実施日前に貸し付けた貸付金(特例住宅貸付及び特例災害貸付(それぞれ規則附則第九項に規定する特例住宅貸付及び特例災害貸付をいう。以下同じ。))の貸付金及び規則附則第十五項の規定の適用を受ける貸付金を除く。)の実施日以後の利息の算定の基礎となる利率についても適用し、当該貸付金の実施日前の利息の算定の基礎となる利率については、なお従前の例による。

3 改正後の規則附則第九項及び附則第十二項の規定は、実施日以後に発生した激甚災害による被災加入者に対する特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長について適用し、実施日前に発生した激甚災害による被災加入者に対する特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長については、なお従前の例による。

4 実施日において現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和二年八月三日 二受文科高第七四七号)
この改正規定は、令和二年九月一日から実施する。

附 則 (令和二年九月二九日 二受文科高第九二五号)
1 この改正規定は、令和二年十月一日(以下「実施日」という。)から実施する。

2 改正後の私立学校教職員共済制度貸付規則(以下「規則」とい

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則(令二―令五)

う。) 附則第八項、附則第九項、附則第十一項及び附則第十三項の規定は、実施日以後に発生した激甚災害等(改正後の規則附則第八項に規定する激甚災害等をいう。以下この項において同じ。)により被災した加入者に対する特例住宅貸付及び特例災害貸付(それぞれ改正後の規則附則第九項に規定する特例住宅貸付及び特例災害貸付をいう。以下この項において同じ。)並びに未償還元金に係る償還期限の延長について適用し、実施日前に発生した激甚災害等により被災した加入者に対する特例住宅貸付及び特例災害貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長については、なお従前の例による。

3 実施日において現に存する改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 (令和五年六月二七日 五文科高第四五七号)
1 この改正規定は、令和五年七月一日(以下「実施日」という。)から実施する。

2 改正後の私立学校教職員共済制度貸付規則(以下この項において「規則」という。) 第八条第一項(第一号を除く。)並びに附則第五項(第一号を除く。)、附則第六項(第一号を除く。)、附則第八項、附則第九項及び附則第十一項から附則第十三項まで並びに附則別表第一の二、附則別表第二及び附則別表第五から附則別表第七まで並びに別表第二の規定は、実施日以後に発生した災害

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 附則（令六）

一八九六

（改正後の規則第四条第六項に規定する災害をいう。以下この項において同じ。）により被災した加入者に対する災害貸付及び特例住宅貸付（それぞれ改正後の規則第四条第一項第五号に規定する災害貸付及び附則第九項に規定する特例住宅貸付をいう。以下この項において同じ。）並びに未償還元金に係る償還期限の延長について適用し、実施日前に発生した災害により被災した加入者に対する災害貸付及び特例住宅貸付並びに未償還元金に係る償還期限の延長並びに改正前の規則附則第九項に規定する特例災害貸付については、なお従前の例による。

3 実施日において現に存する改正前の様式第六号による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。

附 則 〔令和六年三月二十九日 五文科高第二三六八号〕

この改正規定は、令和六年四月一日から実施する。

別表第 1（第 6 条、第 21 条関係）

貸 付 金 額 及 び 償 還 回 数 表

貸付種類 償還回数	貸 付 金 額			償 還 回 数			結 婚 貸 付	
	一 30回	般 60回	貸 付 90回	教 60回	育 120回	貸 付 180回	60回	120回
貸	50,000円	550,000円	1,550,000円	50,000円	1,550,000円	3,050,000円	50,000円	1,550,000円
	60,000	600,000	1,600,000	100,000	1,600,000	3,100,000	100,000	1,600,000
	70,000	650,000	1,650,000	150,000	1,650,000	3,150,000	150,000	1,650,000
	80,000	700,000	1,700,000	200,000	1,700,000	3,200,000	200,000	1,700,000
	90,000	750,000	1,750,000	250,000	1,750,000	3,250,000	250,000	1,750,000
	100,000	800,000	1,800,000	300,000	1,800,000	3,300,000	300,000	1,800,000
	110,000	850,000	1,850,000	350,000	1,850,000	3,350,000	350,000	1,850,000
	120,000	900,000	1,900,000	400,000	1,900,000	3,400,000	400,000	1,900,000
	130,000	950,000	1,950,000	450,000	1,950,000	3,450,000	450,000	1,950,000
	140,000	1,000,000	2,000,000	500,000	2,000,000	3,500,000	500,000	2,000,000
貸	150,000	1,050,000	2,050,000	550,000	2,050,000	3,550,000	550,000	2,050,000
	160,000	1,100,000		600,000	2,100,000	3,600,000	600,000	
	170,000	1,150,000		650,000	2,150,000	3,650,000	650,000	
	180,000	1,200,000		700,000	2,200,000	3,700,000	700,000	
	190,000	1,250,000		750,000	2,250,000	3,750,000	750,000	
	200,000	1,300,000		800,000	2,300,000	3,800,000	800,000	
	210,000	1,350,000		850,000	2,350,000	3,850,000	850,000	
	220,000	1,400,000		900,000	2,400,000	3,900,000	900,000	
	240,000	1,450,000		950,000	2,450,000	3,950,000	950,000	
	250,000	1,500,000		1,000,000	2,500,000	4,000,000	1,000,000	
付	260,000			1,050,000	2,550,000	4,050,000	1,050,000	
	270,000			1,100,000	2,600,000	4,100,000	1,100,000	
	280,000			1,150,000	2,650,000	4,150,000	1,150,000	
	300,000			1,200,000	2,700,000	4,200,000	1,200,000	
	310,000			1,250,000	2,750,000	4,250,000	1,250,000	
	320,000			1,300,000	2,800,000	4,300,000	1,300,000	
	330,000			1,350,000	2,850,000	4,350,000	1,350,000	
	340,000			1,400,000	2,900,000	4,400,000	1,400,000	
	360,000			1,450,000	2,950,000	4,450,000	1,450,000	
	380,000			1,500,000	3,000,000	4,500,000	1,500,000	

貸付規則

私立学校教職員共済制度貸付規則

別表第 1

金 額	390,000					4,550,000		
	400,000					4,600,000		
	420,000					4,650,000		
	440,000					4,700,000		
	450,000					4,750,000		
	480,000					4,800,000		
	500,000					4,850,000		
						4,900,000		
						4,950,000		
						5,000,000		

住	宅	賃	付	災 害	賃 付	医 療 ・ 介 護 賃 付
120回	180回	240回	360回	60回	120回	60回
300,000円 350,000 400,000 450,000 500,000	600,000円 700,000 800,000 900,000 1,000,000	1,000,000円 1,200,000 1,400,000 1,600,000 1,800,000	1,000,000円 1,200,000 1,400,000 1,600,000 1,800,000	50,000円 100,000 150,000 200,000 250,000	1,550,000円 1,600,000 1,650,000 1,700,000 1,750,000	50,000円 100,000 150,000 200,000 250,000
600,000 700,000 800,000 900,000 1,000,000	1,200,000 1,400,000 1,600,000 1,800,000 2,000,000	2,000,000 2,200,000 2,400,000 2,600,000 2,800,000	2,000,000 2,200,000 2,400,000 2,600,000 2,800,000	300,000 350,000 400,000 450,000 500,000	1,800,000 1,850,000 1,900,000 1,950,000 2,000,000	300,000 350,000 400,000 450,000 500,000
1,000,000 1,200,000 1,400,000 1,600,000 1,800,000	2,000,000 2,200,000 2,400,000 2,600,000 2,800,000	3,000,000 3,200,000 3,400,000 3,600,000 3,800,000	3,000,000 3,200,000 3,400,000 3,600,000 3,800,000	550,000 600,000 650,000 700,000 750,000	2,000,000 2,050,000 2,100,000 2,150,000 2,200,000	550,000 600,000 650,000 700,000 750,000
2,000,000 2,200,000 2,400,000 2,600,000 2,800,000	3,000,000 3,200,000 3,400,000 3,600,000 3,800,000	4,000,000 4,200,000 4,400,000 4,600,000 4,800,000	4,000,000 4,200,000 4,400,000 4,600,000 4,800,000	800,000 850,000 900,000 950,000 1,000,000	2,250,000 2,300,000 2,350,000 2,400,000 2,450,000	800,000 850,000 900,000 950,000 1,000,000
3,000,000 3,200,000 3,400,000 3,600,000 3,800,000	4,000,000 4,200,000 4,400,000 4,600,000 4,800,000	5,000,000 5,200,000 5,400,000 5,600,000 5,800,000	5,000,000 5,200,000 5,400,000 5,600,000 5,800,000	1,050,000 1,100,000 1,150,000 1,200,000 1,250,000	2,500,000 2,550,000 2,600,000 2,650,000 2,700,000	1,050,000 1,100,000 1,150,000 1,200,000 1,250,000
4,000,000 4,200,000 4,400,000 4,600,000 4,800,000	5,000,000 5,200,000 5,400,000 5,600,000 5,800,000	6,000,000 6,200,000 6,400,000 6,600,000 6,800,000	6,000,000 6,200,000 6,400,000 6,600,000 6,800,000	1,300,000 1,350,000 1,400,000 1,450,000 1,500,000	2,750,000 2,800,000 2,850,000 2,900,000 2,950,000	1,300,000 1,350,000 1,400,000 1,450,000 1,500,000
5,000,000 5,200,000 5,400,000 5,600,000 5,800,000	6,000,000 6,200,000 6,400,000 6,600,000 6,800,000	7,000,000 7,200,000 7,400,000 7,600,000 7,800,000	7,000,000 7,200,000 7,400,000 7,600,000 7,800,000			

貸付規則

私立学校教職員共済制度貸付規則

別表第1

別表第2（第21条関係）

一般貸付、教育貸付、結婚貸付、住宅貸付、医療・介護貸付 利率 年4.26パーセント

償還回数	30回	60回	120回	180回	240回	360回
賦金率	0.035198909590	0.018534086101	0.010248540568	0.007527846220	0.006197679879	0.004925254956

災害貸付 利率 年1.0パーセント

償還回数	60回	120回
賦金率	0.017093747445	0.008760412137

本表…全部改正〔平成12年9月諸政4の9号〕、一部改正〔令和元年9月元受文科高564号・5年6月5文科高457号〕

別表第3（第21条関係）

利率 年4.26パーセント

貸付月 償還回数	賦金率					
	1月・7月	2月・8月	3月・9月	4月・10月	5月・11月	6月・12月
20回	0.060850359514	0.061926632626	0.061711378003	0.061496123381	0.061280868758	0.061065614136
30回	0.044662045965	0.045451992969	0.045294003569	0.045136014168	0.044978024767	0.044820035366
40回	0.036744396675	0.037394302550	0.037264321375	0.037134340200	0.037004359025	0.036874377850
60回	0.029164694691	0.029680536783	0.029577368364	0.029474199946	0.029371031528	0.029267863110

本表…全部改正〔平成12年9月諸政4の9号〕

様式第 1 号（第 9 条関係）

貸 付 申 込 書										貸付区分		新規・借換			
申込人の加入者等記号・番号								申込人の氏名 (カタカナ)				申込人の生年月日			
県コード	学種	学校番号	個人番号		校番					昭和 平成 令和		年	月	日	
貸付種類・償還回数及び 団体信用生命保険の適用	貸 付 種 類	貸 付 コード	償 還 回 数				入 入 学 学 ・ 学 修 学 ・ 学 婚 婚 姻 姻 ・ 対 対 象 象 者 者	氏 名 (カタカナ)							
	一 般 貸 付	1	30・60・120 回												
	教 育 貸 付	2	60・120・180 回					続柄	生 年 月 日						
	結 婚 貸 付	3	60・120 回							昭和 平成 令和	年	月	日		
	災 害 貸 付	6	60・120 回				申込金額								
	医 療 ・ 介 護 貸 付	7	60・120 回											万円	
	住 宅 貸 付 ()内の償還回数は毎月払の償還回数に対応する半年払の償還回数です	5	120 180 240 360 (20) (30) (40) (60) 回			住宅貸付について半年払償還を併用する場合	毎月払						万円		
			半年払償還の併用希望の有無	団体信用生命保険適用の希望の有無	半年払							万円			
			有 ・ 無	有 ・ 無							万円				
	申 込 事 由							※コード	工事等完了（予定）年月日						
							団信	貸付事由			令和	年	月	日	
申 込 人	上記の金額を私立学校教職員共済制度貸付規則を承知の上、申し込みます。 令和 年 月 日 日本私立学校振興・共済事業団 理事長 殿 郵便番号 () 住 所 T E L 氏 名 ㊞														
学 校 法 人 等	上記の記載は事実と相違ないことを証明します。 令和 年 月 日 郵便番号 () 所 在 地 T E L 名 称 代表者名 ㊞														

本表…一部改正[平成27年 9 月27受文科高1342号]、全部改正[令和元年 9 月受文科高564号]、一部改正[令和 2 年 9 月 2 受文科高925号]

貸付規則

私立学校教職員共済制度貸付規則

様式

様式第 2 号（第 9 条関係）

貸付規則
私立学校教職員共済制度貸付規則
様式

		申込人の加入者等記号・番号				
		県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番
婚姻予定書						
令和 年 月 日						
日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿						
郵便番号（ — ）						
申込人 住所 氏 名 ㊟						
婚姻の 当事者	氏 名	加入者との続柄（ ）	生年月日	昭和 平成 年 月 日 令和		
	住 所					
	氏 名		生年月日	昭和 平成 年 月 日 令和		
	住 所					
婚姻予定年月日		令和 年 月 日				
学 校 法 人 等	上記のとおり相違ありません。 令和 年 月 日 郵便番号（ — ） 所在地 名称 代表者名 ㊟					

本表…一部改正〔平成27年 9 月27受文科高1342号・令和元年 9 月元受文科高564号・ 2 年 9 月 2 受文科高925号〕

様式第3号（第9条関係）

住 宅 貸 付 調 書									
申込入	加 入 者 等 記 号 ・ 番 号					氏 名	学 校 名		
	県コード	学種	学校番号	個人番号	枝番				
1 使 途	イ	建物の費用		新築・増築・改築・移築・修理					
	ロ	購入の費用		住宅・敷地・マンション・借地権付住宅・借地権付マンション					
	ハ	借入の費用		住宅・敷地					
	ニ	その他の費用		宅地造成・土留（石垣）・門塀・給排水設備・車庫・物置・ベランダの工事・その他の工事（ ）					
2 資 金 状 況	総費用		円	資 金 内 訳	申 込 借 入 金		円		
					※借換えによる送金額		円		
					自 己 資 金		円		
					公庫・銀行等借入金		円		
					共 有 者 負 担 分		円		
					学 内 融 資		円		
				別 途 借 入 金		円			
3 物 件	所 在 地 （登記上の地番）								
	建築及び購入又は借入の物件の表示・構造等	建物	構 造	造 階建 階部分（マンション等）					
			室 数	DK・LDK（ ）室					
		延面積	m ²		増 築 前		m ²		
	増築部分		m ²						
	土地	面 積	m ²		地 目				
	工事等完了後の登記名義人			土地					
家屋									
工事、購入又は借入の完了（予定）年月日			令和 年 月 日						
4 現在の住宅等の状況	所 在 地								
	住宅等の状況	1. 自家用（土地・住宅） 2. 借家（間） 3. 借地							
	登記名義人又は所有者	土地				自 家 用	造		
5 住宅貸付の借用履歴	有 ・ 無	借 受 年 月	年	月	借 受 事 由				
6 家族構成 （本人を除く同居者）	氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢			

注1) 1、3、4及び5の欄は、該当記号及び該当項目を○印で囲んでください。
注2) ※印は記入しないでください。

様式第 4 号（第 9 条、第36条関係）

貸付規則

私立学校教職員共済制度貸付規則

様式

(表)

		加 入 者 等 記 号 ・ 番 号				
県コード	学種	学 校 番 号		個 人 番 号		枝番

退職手当引当承諾書

令和 年 月 日

日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿

郵便番号（ — ）

住 所

氏 名

私 は、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）から私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「貸付規則」という。）に基づく住宅貸付の貸付金を借り受け、償還の途上において貸付規則第22条又は第23条の規定に該当することとなったときは、貸付金即時償還通知書による償還額を確認し、当該学校法人等から支給される退職手当から優先して控除を受け、事業団に償還することを承諾します。

償還の方法については、所属する学校法人等が承諾している下記の方法に何ら異議ありません。

借受人が貸付金の償還をする必要が生じた場合は、貸付規則第28条又は第29条の規定に基づき、当該借受人に対して支払うべき退職手当から責任をもって事業団の貸付金即時償還通知書による償還額を控除し、当該借受人に代わって事業団に払い込むことを承諾します。なお、当該借受人が申込時において退職したとみなした場合に、当該借受人に支払うべき退職手当の額及び退職手当制度については、下記のとおり証明します。

令和 年 月 日

郵便番号（ — ）

所在地

学校法人等 名 称

代表者名

退職手当制度及び予想退職手当額計算書

① 学校法人等の 退職手当制度	(次の該当項目に○印をしてください。)	
	イ 学校法人等の独自の退職手当制度	有 ・ 無
	ロ 学校法人等は、「イ」以外の私立学校の教職員 に対して退職金を支給することを目的とする財団 又は社団の退職手当制度への加入	有 ・ 無
② 申込時の予想 退職手当の額	(①のイ又はロの制度に基づき、退職手当の額が算定されるときは、支給される制度の計算式及び計算額を記入してください。なお、①のイ、ロを合算して支給する場合には、イ、ロ別に計算式及び計算額を記入してください。)	
	予想退職手当額	円

加入者の資格継続に係る異動時に提出する場合に当たっては、上記中「申込時」とあるのは「資格継続に係る異動時」と読み替える。

(裏)

- ③ ②の予想退職手当額の根拠となる退職手当の支給に関する規程等の名称及び関係条項（イ、ロを合算して支給する場合には各々の規程等名称及び関係条項、退職手当の支給に関する規程等がない場合には実際の支給方法）を記入してください。

貸付規則

私立学校教職員共済制度貸付規則
様式

様式第5号（第10条関係）

貸付決定通知書
殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 印

さきに申込みのありました貸付けを下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

加入者等記号・番号	貸付種類	貸付年月日	貸付金額（円）	利率

償還内訳		回数	金額（円）	1回当たり額（円）	最終償還年月日
	毎月払				
	半年払				

団体信用生命保険欄			
適用年月日	区分	保険料充当金（円）	

償還表				
償還期別	償還期限日	償還額（円）	内訳	
			償還元金（円）	利息（円）

本表…一部改正〔令和2年9月2受文科高925号〕

様式第 6 号（第10条関係）

借 用 証 書									
借受人の加入者等記号・番号					借受人の氏名 (カタカナ)	借受人の生年月日			
県 コ ー ド	学 種	学 校 番 号	個 人 番 号	枝 番		昭 和 平 成 令 和	年	月	日
金 万 円					貸付種類	貸 付 コ ー ド	償還回数		
					一 般	1	30・60・ 120回		
					教 育	2	60・120・ 180回		
					結 婚	3	60・120回		
					住 宅	5	120・180・ 240・360回		
					災 害	6	60・120回		
					医療・介護	7	60・120回		
上記の金額を、私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「貸付規則」とい う。）を承知の上、下記の条件により借用しました。 記 1 貸付金の利率は、貸付規則に規定する利率とする。 ※2 償還は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までに 元利均等償還の方法により償還します。 3 加入者の資格を喪失したときは、未償還元利金について即時償還する こととし、報酬、賞与等、退職手当又は給付金（埋葬料及び家族埋葬料 を除く。）から控除されることに異存ありません。 4 学校法人等から退職手当を受けることとなったときは、住宅貸付の未 償還元利金について即時償還することに異存ありません。 5 この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかな る場合でもその要求に応じます。 6 この貸付けについて訴訟が生じたときは、日本私立学校振興・共済事 業団の所在地の裁判所をもってその管轄とすることに異存ありません。 ※令和 年 月 日 日本私立学校振興・共済事業団理事長 殿 郵便番号（ — ） 借受人 住 所 氏 名									

- 1 貸付コード及び償還回数欄は、貸付申込書と同じものを○印で囲んでくだ
さい。
- 2 印鑑は、貸付申込書と同じものを使用してください。
- 3 ※印欄は、記入しないでください。

本表…一部改正[平成12年 9 月諸政 4 の 9 号・27 年 9 月27受文科高1342号・令和元年 9 月元受文科高564
号・2 年 9 月 2 受文科高925号・5 年 6 月 5 文科高457号]

様式第7号（第16条関係）

貸付規則

私立学校教職員共済制度貸付規則
様式

印紙税法（昭和42年法律第23号）第5条第3号の規定により印紙は貼付しない。

住宅貸付債務弁済抵当権設定契約証書

日本私立学校振興・共済事業団（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、抵当権設定に関し、次のとおり契約した。

第1条 甲は、乙に対し、私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「貸付規則」という。）に基づく住宅貸付として、次に定める条件により、令和 年 月 日に金 円を貸し付け、乙は、これを受領した。

- (1) 利息は、月利とし、利率は年4.26パーセントとする。
- (2) 貸付金及び利息は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までの、乙の報酬又は賞与等から元利均等割賦による償還額金 円（半年払償還をする者にあつては、毎年1月及び7月においてさらに金

円を加えた額）を学校法人等において控除し、払込みを受けるものとする。

- (3) 乙は、前号又は第5条による弁済期限までに弁済しなかったときは、弁済期限の翌日から払込みの日までの日数について、当該遅滞した金額につき、1日当たり0.03パーセントの割合で延滞金を支払うものとする。

- 2 乙は、前項第2号の規定にかかわらず、未償還元利金の全部又は一部を、事業団が定めるところにより期限前に任意に償還することができる。

第2条 乙は、前条の債務の弁済を担保するため、乙の所有する末尾記載の物件について、甲のために第 順位の抵当権を設定した。

- 2 乙は、前項に規定する抵当権設定について、直ちに、必要な登記手続を完了する。

- 3 前項の規定による抵当権設定登記に必要な費用は、乙の負担とする。

第3条 乙は、前条の規定により抵当権を設定した物件（以下「抵当物件」という。）について、甲の承認を得ないで次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 抵当物件の全部又は一部を他に貸し付けること。
- (2) 抵当物件の全部又は一部を他に譲渡すること。
- (3) 抵当物件の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること。
- (4) 公租公課その他抵当物件に関する負担を滞納すること。

第4条 乙は、抵当物件が住宅であるときは、本債務の弁済が完了するまでの間、継続して、当該住宅について火災保険契約を締結し、甲のためにその保険金請求権を目的とする第 順位の質権を設定しなければならない。

2 前項の規定による火災保険の契約金額は、当該保険契約締結のときにおける貸付けの対象となった住宅に係る未償還元金の額（公庫等から融資を受けている場合には、それらに対する債務の額を加えるものとする。）に相当する額を下回ってはならない。

3 第1項の規定による質権設定に要する費用は、乙の負担とする。

第5条 甲は、次のいずれかに該当すると認めたときは、乙に対し、甲の定めるところにより、未償還元利息を即時に償還させるものとする。

- (1) 貸付規則第21条又は第22条の規定に該当したとき。
- (2) 第三者が抵当物件に関し訴訟を提起したとき。
- (3) 乙が強制執行、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受け、又は乙に対し破産の申立てがあったとき。
- (4) 抵当物件が滅失し、又は抵当物件の価値が明らかに減少したとき。
- (5) 法令により抵当物件が収用され、又は使用されたとき。
- (6) 抵当物件に関する提出書類が事実と相違しているとき。

2 乙は、前項第2号から第5号までに掲げる事由のいずれかに該当した場合は、直ちに、その旨を甲に通知しなければならない。

第6条 甲は、前条の規定により弁済期限の到来した乙の債務については、乙に対して、学校法人等若しくは甲が乙に支払うべき報酬、賞与等、退職手当又は給付金（埋葬料及び家族埋葬料を除く。）から弁済を受けるものとする。

第7条 甲は、前条の規定により債務の全額について弁済を受けることができない場合で、乙が弁済の請求に応じないときは、抵当権を実行するものとする。この場合において、甲が抵当権の実行に要した費用は、すべて乙の負担とする。

第8条 本債務の弁済が完了したときは、甲及び乙は、速やかに、抵当権の登記抹消の手続をとるとともに火災保険金請求権を目的とする質権を消滅させるものとする。

2 前項の規定による抵当権抹消及び質権消滅に要する費用は、乙の負担とする。

第9条 甲が乙に対して抵当物件について必要な調査を行い、又は報告を求めたときは、乙は誠意をもって甲の要求に応じなければならない。

第10条 連帯保証人 は、乙と連帯して、この契約に基づく債務を保証する。

第11条 この契約から生ずる権利義務に関し訴訟を提起する場合は、専属管轄を除くほか、甲の主たる事務所の所在地を管轄する裁判所にこれを提起する。

第12条 この契約による乙の債務については、この契約に定めるもののほか、貸付規則に定めるところによる。

以上のとおり契約し、この証書2通を作成し、甲乙各1通保管する。

令和 年 月 日

甲（債権者） 東京都千代田区富士見1丁目10番12号
日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 ㊟

乙（債務者） 住 所
氏 名 ㊟

連帯保証人（所属学校法人等）
所 在 地
代表者名 ㊟

連帯保証人 住 所
氏 名 ㊟

連帯保証人 住 所
氏 名 ㊟

物件の表示

本表…一部改正〔平成12年9月諸政4の9号・27年9月27受文科高1342号・令和元年9月元受文科高564号〕

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 様式

一九二二

様式第 9 号（第22条、第23条、第27条、第28条、第29条関係）

殿

日本私立学校振興・共済事業団

理 事 長

㊟

貸付金（任意・即時）償還通知書

下記の償還事由に該当しましたので、償還金がある場合は学校法人等を経て償還期限内に払い込んでください。

記

加 入 者 等 記号・番号	借受人氏名	貸 付 種 類	貸付金額 (万円)	償 還 内 訳			
				毎 月 払		半 年 払	
				回数	金 額 (万円)	回数	金 額 (万円)

償 還 事 由 (「＊」印の事由に該当したため)		加入者の資格を喪失又は学校法人等を退職したため
		退職手当が支給されたため
		任意償還申出による
		その他 ()

償 還 期 限 年 月 日	償 還 額 (円)	償 還 額 内 訳				
		毎 月 払		半 年 払		保険料充 当金 (円)
		元金(円)	利息(円)	元金(円)	利息(円)	

一 部 償 還 後 の 額				次回償還年月		最終償還年月		保険料充当 金額（円）
毎 月 払		半 年 払		毎月払	半年払	毎月払	半年払	
元金残 （円）	償還 期別	元金残 （円）	償還 期別					

様式第10号（第25条、第27条、第28条、第29条関係）

(表)

貸付金償還等通知書 (振込金(兼手数料)領収書)									
金額	金	億	千	百	十	万	千	百	十
									円
払込人住所氏名						償還区分			
						通知年月日			
						償還期限			
					収納印				

(裏)

貸付金償還等通知書
日本私立学校振興・共済事業団
理事長 ㊟

貴校（園）の加入者に係る償還額は表面のとおりです。
この通知書により償還期限内に取扱金融機関から払い込んでください。

注意事項

- 1 償還期限までに償還しない場合は、償還期限の翌日から遅滞した金額につき、1日当たり0.03パーセントの割合で延滞金が課されますからあらかじめご承知おきください。
 - 2 取扱金融機関に払い込まれたときは、取扱金融機関の収納印をもって領収書に代えます。
 - 3 加入者別明細は、貸付金定期償還等通知明細書を参照してください。
 - 4 この通知書を紛失したときは、事業団に再発行を申し出てください。
- ※ 任意償還の場合は上記注意事項の1及び3に、即時償還の場合は3に該当しません。

貸付規則 私立学校教職員共済制度貸付規則 様式

一九一六

様式第12号（第26条関係）

令和 年 月 分

貸付金定期償還等通知書

今回の貴校加入者に係る償還金額（加入者別明細は「貸付金定期償還等通知明細書」参照）は、以下のとおりです。この金額は、振替（払込）予定日に、貴校の取引金融機関において、預金口座から口座振替（自動払込）の処理をいたします。

金額

千円百十万千百十円

振替（払込）予定日

金 融 機 関 名

支 店 名

口座種別

口座番号

償還期限

口座名義人

学校法人等代表者殿

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 印

本表…一部改正〔平成14年3月13諸文科高2245号〕、全部改正〔平成19年3月18諸文科高403号〕、一部改正〔平成19年9月19諸文科高381号・令和元年9月元愛文科高564号〕、全部改正〔令和2年8月2受文科高747号〕

令和 年 月 分

貸付金定期償還等領収書

前回の貴校加入者に係る償還金額について、事業団の取引金融機関において、以下のとおり振替（払込）年月日に領収しました。

金額

千円百十万千百十円

振替（払込）年月日

金 融 機 関 名

支 店 名

口座種別

口座番号

償還期限

口座名義人

学校法人等代表者殿

日本私立学校振興・共済事業団 理事長 印

様式第13号（第31条関係）

学校法人等代表者 殿

日本私立学校振興・共済事業団
理事長 ㊟

督 促 状

貸付金に係る償還等が右記のとおり遅滞しておりますので、直ちに、払い込んでください。

なお、償還期限の翌日から払込みの日まで、遅滞した金額につき1日当たり0.03パーセントの割合で延滞金が課されますからあらかじめご承知おきください。

この督促状と行き違いに払込済みの場合は悪しからずご了承ください。

学校記 号番号							
個人 番号	校 番	借受人氏名	貸付 種類	通 知 年 月	償還期限 年 月 日	未 償 還 金額 (円)	未納充当 金 (円)
小計	未償還 金		(円)	未納充 当金額	(円)	合計	(円)

本表…全部改正〔令和2年9月2受文科高925号〕

様式第14号（第33条関係）

未償還元利金控除明細書

令和 年 月 日

殿

日本私立学校振興・共済事業団

理 事 長 ㊦

私立学校教職員共済制度貸付規則第33条の規定により、未償還元利金を事業団から貴殿に支給される給付金から下記のとおり控除しましたので、明細書を送付します。

記

借受人の加入者等記号・番号									
県コード	学種	学校番号	個人番号				枝番		
借 受 人 氏 名							給付金受取人の借受人との関係		
未償還元利金	貸付種類	貸付コード	金 額	内 訳		備 考			
				元 金	利 息				
	一般貸付	1	円	円	円				
	教育貸付	2							
	結婚貸付	3							
	住宅貸付	5							
	災害貸付	6							
	医療・介護貸付	7							
	合 計								
給付金									
	合 計								
差 引 額									

貸付規則

私立学校教職員共済制度貸付規則

様式

様式第15号（第36条関係）

貸付規則
私立学校教職員共済制度貸付規則
様式

異 動 報 告 書					
令和 年 月 日					
日本私立学校振興・共済事業団					
理 事 長 殿					
借受人氏名 ㊦					
生年月日 昭・平・令 年 月 日					
下記事項について報告します。					
記					
貸付事項		貸付種類	償還回数	貸付金額	元 金 残 額
		貸付	回	円	円
資格異動事項	事由				前任校資格喪失年月日
					令和 年 月 日
		加入者等記号・番号	学 校 法 人 等 名 称		
	新任校				
	前任校				
報告事項 (○印で囲んでください) 該当する事項の番号をい	住 宅 貸 付 の 場 合	1 前学校法人等独自の制度による退職手当は、当該異動時に支給されました。私立学校教職員共済制度貸付規則（以下「貸付規則」という。）第23条第1項に規定する未償還元利金の全部又は一部即時償還に相当する額は、前学校法人等に預けてあります。 2 前学校法人等が加入している私立学校の教職員に対して、退職手当を支給することを目的とする財団又は団体の退職手当は、当該異動時に支給されることとなりました。貸付規則第23条第1項に規定する未償還元利金の全部又は一部即時償還に相当する額は、前学校法人等に預けてあります。 3 学校法人等の就業規則等により退職手当が支給されることとなりました。貸付規則第23条第2項に規定する未償還元利金の全部又は一部即時償還に相当する額を学校法人等に預けてあります。 4 退職手当は、学校法人等内の異動のため同一の退職手当制度が適用されるので、その資格が通算され当該異動時には支給されなことがとなります。 5 退職手当は、異動前後の学校法人等が同一の退職手当制度に加入しているため、その資格が通算され当該異動時には支給されなことがとなります。			
	上記1、2又は3の支給額		円		
上記の事項について証明します。 令和 年 月 日					
郵便番号（ — ） 所在地 学校法人等 名 称 代表者名 ㊦					

本表…一部改正[平成27年9月27受文科高1342号・令和元年9月受文科高564号・2年9月2受文科高925号]

様式第16号（第34条関係）

殿

日本私立学校振興・共済事業団
理 事 長 印

貸 付 金 完 済 証 明 書

貴殿の貸付金は、右のとおり完済されましたことを証明
します。

加入者等記号・番号	
貸 付 種 類	
貸 付 年 月 日	
償 還 回 数	
貸 付 金 額	
完 済 年 月 日	